

改 正 案	現 行
<p>関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）</p> <p>（緊急關稅等）</p> <p>第九条 外国における價格の低落その他予想されなかつた事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内總生産量に対する比率の増加を含む。）の事實（以下この条において「特定貨物の輸入増加の事實」という。）があり、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事實（以下この条において「本邦の産業に与える重大な損害等の事實」という。）がある場合において、国民經濟上緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第八項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうちに、經濟が開発の途上にある世界貿易機關の加盟国を原産地とし、その輸入量が本邦の当該貨物の總輸入量に占める比率が小さいもの（以下この項及び第八項において「輸入少量途上国産品」という。）が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。</p> <p>一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による關稅のほか、当該貨物の課稅價格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売價格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による價格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた價格）との差額から別表の税率による關稅の額を控除した額以下の關稅を課すること。</p>	<p>関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）</p> <p>（緊急關稅等）</p> <p>第九条 同上</p>

<p>二 指定された貨物について世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（以下この条において「マラケシュ議定書」という。）又は世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下この条において「一般協定」という。）に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。</p> <p>2 前項の規定による措置をとる場合において、同項の規定により指定しようとする期間が一年を超えるものであるときは、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならない。</p> <p>3 特定の貨物につき第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合又はとつた場合には、一般協定第十九条2（緊急措置のための手続）の規定及びセーフガード協定に基づく協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で関税の譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は関税の譲許がされていないものにつき新たに関税の譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができ</p> <p>4 外国において一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定により特定の貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置（以下この項及び次項において「外国の緊急措置」という。）がとられた場合において、一般協定第十九条3(a)（緊急措置に対する措置）の規定及びセーフガード協定又は一般協定第十九条3(b)（急迫した事態における緊急措置に対する措置）に規定する事情があると認めら</p>	<p>二 指定された貨物について世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（以下この条において「マラケシュ議定書」という。）又は世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下この条において「一般協定」という。）に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。</p> <p>2 前項の規定による措置をとる場合において、同項の規定により指定しようとする期間が一年を超えるものであるときは、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならない。</p> <p>3 同 上</p> <p>4 外国において一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定により特定の貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置（以下この項及び次項において「外国の緊急措置」という。）がとられた場合において、一般協定第十九条3(a)（緊急措置に対する措置）の規定及びセーフガード協定又は一般協定第十九条3(b)（急迫した事態における緊急措置に対する措置）に規定する事情があると認めら</p>
<p>る。</p>	<p>る。</p>

れるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物（一般協定第十九条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合には、国及び貨物）を指定して、次の措置をとることができる。ただし、一般協定第十九条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置については、当該外国の緊急措置がセーフガード協定により当該外国における当該特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、当該外国の緊急措置がとられた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

一 当該貨物につき、別表の税率による関税のほか、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税を課すること。

二 当該貨物につき、マラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率）の範囲内の税率による関税を課すること。

5 第三項又は前項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定による措置の補償又は外国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

8 政府は、第六項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要が

れるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物（一般協定第十九条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合には、国及び貨物）を指定して、次の措置をとることができる。ただし、一般協定第十九条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置については、当該外国の緊急措置がセーフガード協定により当該外国における当該特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、当該外国の緊急措置がとられた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

一及び二 同上

5 同上

あると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうちに輸入少量途上国産品が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と推定される卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

9 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

10 第一項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても同項の規定により指定された貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、同項

に規定する本邦の産業が構造調整を行っていると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第八項の規定により指定された期間と通算して八年以内に限り延長することができる。この場合において、当該延長された期間内における第一項の規定による措置は、当該延長される前の期間内における同項の規定による措置よりも輸入制限的でないものでなければならぬ。

11 第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

12 政府は、第一項の規定により指定された期間が三年を超える場合には、当該期間の前半において同項の規定による措置の撤回又は当該措置の緩和の促進のための検討を行うものとする。

13 第一項第一号の規定による措置又は同項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定による措置（以下この項において「緊急措置」という。）がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は二年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、第一項又は第八項の規定による措置をとることができない。ただし、とらうとする措置が百八十日以内の期間でとられるもの（以下この項において「短期の措置」という。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一 当該短期の措置が、当該短期の措置に係る貨物について既にとられた直近の緊急措置の開始の日から一年を経過した日以後にとられる場合

二 過去五年以内に当該短期の措置に係る貨物について緊急措置が三回以上とられていない場合

14 第一項、第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。

15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第一項第一号の規定による措置又は同項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定による措置（以下この項において「緊急措置」という。）がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は二年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、第一項又は第八項の規定による措置をとることができない。ただし、とらうとする措置が百八十日以内の期間でとられるもの（以下この項において「短期の措置」という。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一及び二 同上

14及び15 同上

(輸入禁制品)

第二十一条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)にいう覚せい剤原料を含む。)並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

二 けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

三 爆発物(爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物の使用)に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

四 火薬類(火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)第二条第一項(定義)に規定する火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第三項(定義等)に規定する特定物質。ただし、条約又は他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該条約又は他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用

(輸入禁制品)

第二十一条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一同上

二同上

三同上

四同上

五同上

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。)をその構成部分とするカード(その原料となるべきカードを含む。)

に供されるものをいう。)をその構成部分とするカード

七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品(次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)

七 同上

八 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)

八 同上

九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

九 同上

十 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号から第三号まで(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品

十 同上

2 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

2 同上

3 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第七号又は第八号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならぬ。

3 同上

4 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があるときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第二十一条の五までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成

4 同上

<p>者権者又は不正競争差止請求権者（第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。</p>	
<p>5 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。</p>	5 同上
<p>6 税関長は、第四項の認定手続が執られる貨物の輸入に係る関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認められる場合には、同項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。</p>	6 同上
<p>7 税関長は、第四項の認定手続を経た後でなければ、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について第二項の措置をとることができない。</p>	7 同上
<p>8 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物（以下「疑義貨物」という。）が第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。</p>	8 同上
<p>9 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各</p>	9 同上

号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、第四項の認定手続を取りやめるものとする。

一 関税法第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合

二 関税法第四十五条第一項ただし書（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除）（同法第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）

、第四十一条の三（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条（保税工場）、第六十二条の七（保税展示場）及び第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の規定により当該疑義貨物が滅却された場合

三 関税法第七十五条（外国貨物の積戻し）の規定により当該疑義貨物が積み戻された場合

四 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなつた場合

10 第五項若しくは第六項の規定による通知を受けた者又は第二十一条の三の二第二項の規定により承認を受けた同項に規定する申請者は、当該通知を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査（分解を含む。同条において同じ。）その他当該見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第二十一条の二の二 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項（定義）に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）

）に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めること

一同上

二同上

三同上

四同上

10 同上

ができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

(申立てに係る供託等)

第二十一条の三 税関長は、第二十一条の二第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての第二十一条第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることがができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第二十一条の五において同じ。）で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に關し、同項及び第二項の規定により供託された金銭（第三項の規定による有

(申立てに係る供託等)

第二十一条の三 税関長は、前条第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての第二十一条第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 同上

3 同上

4 同上

5 同上

6 同上

<p>先立ち弁済を受ける権利を有する。</p>	
<p>7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	7 同上
<p>8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。</p>	8 同上
<p>一 供託の原因となつた貨物が第二十一条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する旨の同条第八項本文の規定による通知を受けた場合</p>	一 同上
<p>二 供託の原因となつた貨物について第二十一条第九項の規定による通知を受けた場合</p>	二 同上
<p>三 第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合</p>	三 同上
<p>四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合</p>	四 同上
<p>五 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合</p>	五 同上
<p>9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。</p>	9 同上
<p>10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめることができる。</p>	10 同上
<p>11 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは</p>	11 同上

、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(意見を聴くことの求め等)

第二十一条の四 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するかどうかについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。）又は輸入者（当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、第二十一条第四項の規定による通知を受けた日（以下この項及び第二十一条の五第二項において「通知日」という。）から起算して十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日（以下この項において「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）を経過する日（第二十一条の五第一項及び第二項において「十日経過日」という。）までの期間（その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過する日（第二十一条の五第一項において「二十日経過日」という。）までの期間）内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するかどうかに関し、技術的範囲等（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠等の範囲）に規定する範囲をいう。第九項及び第二十一条の四の三において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより

(意見を聴くことの求め等)

第二十一条の四 第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下「申立特許権者等」という。）は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、政令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けた日（以下この項及び第二十一条の五第二項において「通知日」という。）から起算して十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日（以下この項において「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）を経過する日（第二十一条の五第一項及び第二項において「十日経過日」という。）までの期間（その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該申立特許権者等及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、通知したときは、通知日から起算して二十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過する日（第二十一条の五第一項において「二十日経過日」という。）までの期間）内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が自己の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するかどうかに関し、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠等の範囲）に規定する範囲について特許庁長官の意見を聴くことができる。

2 同上

、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸入者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しな

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした申立特許権者等に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 同上

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る申立特許権者等及びその求めに係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る第一項の規定による求めをした申立特許権者等及びその意見に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、その求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は同条第九項若しくは第二十一条の第三十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

いと認定したとき、又は同条第九項若しくは第二十一条の第三十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

9| 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第二十一条第四項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10| 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認定手続における専門委員への意見の求め)

第二十一条の四の三 税関長は、第二十一条第一項第九号に掲げる貨物(育成者権を侵害する貨物を除く。)に該当するか否かについての認定手続において、同条第四項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

(認定手続を取りやめることの求め等)

第二十一条の五 第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「申立特許権者等」という。)の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に

この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

(認定手続を取りやめることの求め等)

第二十一条の五 申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取

応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第二十一条の四第一項の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日（同条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日（第二十一条の四第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対し、通知日を知りしなくてはならない。

3 税関長は、第一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者（以下この条において「請求者」という。）に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

5 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

6 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てる

りやめることを求めることができる。

一 第二十一条の四第一項の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日（同条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

二 同上

2 同上

3 同上

4 同上

5 同上

6 同上

<p>ものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。</p> <p>7 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項の規定により供託された金銭（第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。</p>	7	同上
<p>8 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	8	同上
<p>9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。</p> <p>一 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合</p>	9	同上
<p>二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合</p>	二	同上
<p>三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合</p>	三	同上
<p>四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求め訴えの提起をしなかつた場合</p>	四	同上
<p>10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。</p>	10	同上
<p>11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられ</p>	11	同上

る原因となつた貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

(専門委員)

第二十二條 第二十一条の二及び第二十一条の四の三の規定により税関長から意見を求められた専門委員は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつた後においても、同様とする。

2 専門委員の委嘱その他専門委員に関し必要な事項は、政令で定める。

別表 関税率表(第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係)

番 号	品 名	税 率
一二〇七・一〇	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。) 一 アルコール分が九〇%以上のもの (一) 工業用アルコールの製造の用に供するもの (二) その他のもの A アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)	無税 無税

12 同上

第二十二條 削除

別表 関税率表(第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係)

番 号	品 名	税 率
一二〇七・一〇	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。) 一 アルコール分が九〇%以上のもの (一) 同上 (二) その他のもの A 同上	

二七二〇・一一

B その他のもの

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレン

(a) トリプロピレン

(b) その他のもの

B 政令で定める分留性状の試験

方法による減失量加算五%留

出温度と減失量加算九五%留

出温度との温度差が二度以内

のもの（低重合度の混合アル

キレンを除く。）

C| その他のもの

一〇%

無税

二・六%

五%

一キロリツ

トルにつき

九三四円

二七二〇・一一

B その他のもの

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 揮発油

A 同上

B 同上

C| その他のもの

(a)| 航空機用のもの（アンチノ

ック剤を加えてないものを

含む。）

(b)| その他のもの

三二%

一キロリツ

トルにつき

三、〇二〇

円

一キロリツ

トルにつき

一、八三〇

二七二〇・一九

(二) 灯油	A 低重合度の混合アルキレン	一キロリツ	三%
	B その他のもの	トルにつぎ	三四六円
(三) 軽油	一キロリツ	一キロリツ	七五〇円
	トルにつぎ	トルにつぎ	七五〇円
(二) 灯油	A 低重合度の混合アルキレン	一キロリツ	三%
	B その他のもの	トルにつぎ	三四六円
(三) 軽油	一キロリツ	一キロリツ	七五〇円
	トルにつぎ	トルにつぎ	七五〇円
(三) 重油及び粗油			

二七二〇・一九

(二) 灯油	A 同上	一キロリツ	円
	B その他のもの	トルにつぎ	一、七六〇
(三) 軽油	一キロリツ	一キロリツ	円
	トルにつぎ	トルにつぎ	一、六四〇
(二) 灯油	A 同上	一キロリツ	円
	B その他のもの	トルにつぎ	一、七六〇
(三) 軽油	一キロリツ	一キロリツ	円
	トルにつぎ	トルにつぎ	一、六四〇
(三) 重油及び粗油			

三六・〇三	三六〇三・〇〇	<p>管 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷</p> <p>一 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造の点火具のうち、電極を含めた長さが一・四センチメートル</p>	<p>A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの</p> <p>(a) 製油の原料として使用するもの（関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号において同じ。）</p> <p>(b) その他のもの</p>	<p>B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの</p> <p>(a) 製油の原料として使用するもの</p> <p>(b) その他のもの</p>	<p>無税</p> <p>一キロリットルにつき 二四九円</p>	<p>無税</p> <p>一キロリットルにつき 四五九円</p>
-------	---------	--	---	--	--------------------------------------	--------------------------------------

三六・〇三	三六〇三・〇〇	<p>管 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷</p>	<p>A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの</p>	<p>B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの</p>	<p>六・四%</p>	<p>一キロリットルにつき 三九〇円</p>	<p>一キロリットルにつき 六〇〇円</p>
-------	---------	--------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-------------	----------------------------	----------------------------

七二〇二・九三

フェロニオブ

以上二・六センチメートル以下のもの
で、点火部の直径が〇・七センチメ
ートル以上一・二センチメートル以下の
もの（点火部が複数あるものを含む）

六・四
%

無税

無税

七二〇二・九三

フェロニオブ

三
%

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第二条關係）

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第二条關係）

（輸入禁制品）

第二十一条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- 一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）にいう覚せい剤原料を含む。）並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

- 二 けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

- 三 爆発物（爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

- 四 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第一条第一項（定義）に規定する火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該当するものを除く。）。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

- 五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第三項（定義等）に規定する特定物質。ただし、条約又は他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該条約又は他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

- 六 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をその構成部分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）
- 七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）
- 八 児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項（定義）に規定する児童ポルノをいう。）
- 九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- 十 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品
- 2| 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
- 3| 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第七号又は第八号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならぬ。
- 4| 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか

否かを認定するための手続（以下この条から第二十一条の五までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることをできる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

5 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

6 税関長は、第四項の認定手続が執られる貨物の輸入に係る関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、同項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。

7 税関長は、第四項の認定手続を経た後でなければ、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について第二項の措置をとることができない。

8 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物（以下「疑義貨物」という。）が第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しな

いと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

9| 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、第四項の認定手続を取りやめるものとする。

一| 関税法第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合

二| 関税法第四十五条第一項ただし書（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除）（同法第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）、第四十一条の三（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条（保税工場）、第六十二条の七（保税展示場）及び第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の規定により当該疑義貨物が滅却された場合

三| 関税法第七十五条（外国貨物の積戻し）の規定により当該疑義貨物が積み戻された場合

四| 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなつた場合

10| 第五項若しくは第六項の規定による通知を受けた者又は第二十一条の三の二第二項の規定により承認を受けた同項に規定する申請者は、当該通知を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査（分解を含む。同条において同じ。）その他当該見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（輸入禁制品に係る申立て手続等）

第二十一条の二 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利

益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について前条第四項の認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間（税関長がその期間中に関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき前条第四項の認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について前条第四項の認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、同条第九項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第二十一条の二の二 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合にお

いて必要があると認めるときは、知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項（定義）に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

（申立てに係る供託等）

第二十一条の三 税関長は、第二十一条の二第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての第二十一条第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができ。

2| 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3| 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第二十一条の五において同じ。）で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4| 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

5| 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てる

ものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6| 第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項及び第二項の規定により供託された金銭（第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7| 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8| 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一| 供託の原因となった貨物が第二十一条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する旨の同条第八項本文の規定による通知を受けた場合

二| 供託の原因となった貨物について第二十一条第九項の規定による通知を受けた場合

三| 第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなったことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

四| 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

五| 供託した有価証券が償還を受けることとなったことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9| 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめることができる。

11 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第二十一条の三の二 第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査をすることを承認するよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じて、当該申請を行った者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く。))において「申請者」という。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項及び第五項において同じ。))又は同条第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、

又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二 当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められること。

三 前号に掲げるもののほか、当該見本が不当な目的に用いられるおそれがないと認められること。

四 申請者が当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有していると認められること。

3 税関長は、前項の規定により申請者が見本の検査をすることを承認する場合には、その旨を当該申請者（その委託を受けた者を除く。）及び当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

4 第二項の規定により税関長が承認した場合には、申請者は、当該見本の検査に必要な限度において、当該見本の運搬、保管又は検査の費用その他必要な費用を負担しなければならない。

5 前条（第十一項を除く。）の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の三第一項	当該申立てに係る貨物についての第二十一条第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより	当該見本に係る疑義貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかった場合に
第二十一条の三第 二 十 一 条 の 三 第 一 項	当該申立てをした者（以下この条において「申立人」とする。）	承認の申請をした者（以下この条において「申請者」とする。）
第二十一条の三第 二 十 一 条 の 三 第 一 項	申立人	申請者

二項、第五項、第六項及び第八項		
第二十一条の第三項	第二十一条第四項の認定手続を取りやめる	次条第二項の承認をしない
6	第二項の規定により承認を受けた申請者が見本の検査をする場合には、税関職員が立ち会うものとする。この場合において、当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者は、税関長に申請し、これに立ち会うことができる。	
7	前各項に定めるもののほか、第一項の申請の手続、第四項の費用の負担その他申請者による見本の検査に関し必要な事項は、政令で定める。	
(意見を聴くことの求め等)		
第二十一条の四 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。）又は輸入者（当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、第二十一条第四項の規定による通知を受けた日（以下この項及び第二十一条の五第二項において「通知日」という。）から起算して十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日（以下この項において「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）を経過する日（第二十一条の五第一項及び第二項において「十日経過日」という。）までの期間（その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過する日（第二十一条の五第一項において「二十日経過日」という。）までの期間）内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物		

- に該当するか否かに関し、技術的範囲等（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用））において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠等の範囲））に規定する範囲をいう。第九項及び第二十一条の四の三において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。
- 2| 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3| 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸入者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。
- 4| 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。
- 5| 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 6| 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。
- 7| 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をし

てはならない。

8| 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は同条第九項若しくは第二十一条の第三十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

9| 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第二十一条第四項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10| 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

（育成者権を侵害する物品等に該当するか否かについての認定手続における農林水産大臣等に対する意見の求め）

第二十一条の四の二 税関長は、育成者権を侵害する物品又は第二十一条第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かについての同条第四項の認定手続において、同項に規定する認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する物品に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣、同条第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、同条第四項に規定する認定のための参

考となるべき意見を求めることができる。

2| 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

3| 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、同項の認定手続に係る育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4| 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5| 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する物品若しくは第二十一条第一項第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は同条第九項若しくは第二十一条第三十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。

（認定手続における専門委員への意見の求め）

第二十一条の四の三 税関長は、第二十一条第一項第九号に掲げる貨物（育成者権を侵害する貨物を除く。）に該当するか否かについての認定手続において、同条第四項の規定による認定をするために必要があるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

(認定手続を取りやめることの求め等)

第二十一条の五 第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下「申立特許権者等」という。）の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第二十一条の四第一項の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日（同条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日（第二十一条の四第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

2| 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対し、通知日を通知しなければならない。

3| 税関長は、第一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者（以下この条において「請求者」という。）に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない

9]

4] 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が
確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

5] 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必
要な事項は、政令で定める。

6] 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てる
ものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項
の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約
の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

7] 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請
求権に関し、同項の規定により供託された金銭（第四項の規定による有価証券を
含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち
弁済を受ける権利を有する。

8] 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

9] 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれ
かに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一] 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第
三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に
規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その
確認を受けた場合

二] 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受け
た場合

三] 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に
供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定
めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四] 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による
通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求め

<p>第二十一条 この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。</p> <p>(外国とみなす地域)</p>	<p>る訴えの提起をしなかつた場合</p> <p>10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。</p> <p>11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめるものとする。</p> <p>12 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第二十二條 第二十一条の二及び第二十一条の四の三の規定により税関長から意見を求められた専門委員は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>2 専門委員の委嘱その他専門委員に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(外国とみなす地域)</p> <p>第二十三條 この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。</p>
---	--

改正案

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第三条關係）

別表 關稅率表（第三条、第六條、第七條、第八條、第九條、第九條の二、第二十条の二關係）

目次

關稅率表の解釈に関する通則

第一部～第一〇部（省 略）

第二部 紡織用纖維及びその製品

第五〇類～第五三類（省 略）

第五四類 人造纖維の長纖維並びに人造纖維の織物及びストリップその他これに類する人造纖維製品

第五五類～第六三類（省 略）

第二一部～第二二部（省 略）

番 号	品 名	税 率
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	
〇一〇五・一一	一羽の重量が一八五グラム以下のもの	
〇一〇五・一九	（省 略）	
	その他のもの	

現 行

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第三条關係）

別表 關稅率表（第三条、第六條、第七條、第八條、第九條、第九條の二、第二十条の二關係）

目次

關稅率表の解釈に関する通則

第一部～第一〇部 同 上

第二一部 紡織用纖維及びその製品

第五〇類～第五三類 同 上

第五四類 人造纖維の長纖維及びその織物

第五五類～第六三類 同 上

第二一部～第二二部 同 上

番 号	品 名	税 率
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	
〇一〇五・一一	一羽の重量が一八五グラム以下のもの	
〇一〇五・一九	同 上	
	その他のもの	

〇一〇五・九四	鶏（ガルルス・ドメステイクス）	無税
〇一〇五・九九	（省略）	無税
〇三〇一・九三	（省略）	無税
〇三〇一・九四	くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）	五%
〇三〇一・九五	一 養魚用の稚魚	無税
	二 その他のもの	五%
〇三〇二・六六	みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）	無税
	一 養魚用の稚魚	無税
〇三〇二・六七	二 その他のもの	五%
	（省略）	無税
〇三〇二・六八	めかじき（クスイファイアス・グラディウス）	五%
	めろ（デイスステイクス属のもの）	五%
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	無税
〇三〇三・一一	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	無税

〇一〇五・九二	鶏（ガルルス・ドメステイクス。一羽の重量が二、〇〇〇グラム以下のものに限る。）	無税
〇一〇五・九三	鶏（ガルルス・ドメステイクス。一羽の重量が二、〇〇〇グラムを超えるものに限る。）	無税
〇一〇五・九九	同上	無税
〇二〇八・二〇	かえるの脚	無税
〇三〇一・九三	同上	無税
〇三〇二・六六	同上	無税
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	無税
〇三〇三・一一	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	無税

〇一〇五・九二	鶏（ガルルス・ドメステイクス。一羽の重量が二、〇〇〇グラム以下のものに限る。）	無税
〇一〇五・九三	鶏（ガルルス・ドメステイクス。一羽の重量が二、〇〇〇グラムを超えるものに限る。）	無税
〇一〇五・九九	同上	無税
〇二〇八・二〇	かえるの脚	無税
〇三〇一・九三	同上	無税
〇三〇二・六六	同上	無税
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	無税
〇三〇三・一一	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	無税

〇一〇五・九二	鶏（ガルルス・ドメステイクス。一羽の重量が二、〇〇〇グラム以下のものに限る。）	無税
〇一〇五・九三	鶏（ガルルス・ドメステイクス。一羽の重量が二、〇〇〇グラムを超えるものに限る。）	無税
〇一〇五・九九	同上	無税
〇二〇八・二〇	かえるの脚	無税
〇三〇一・九三	同上	無税
〇三〇二・六六	同上	無税
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	無税
〇三〇三・一一	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	無税

〇三〇四・一二
〇三〇四・一九

ス)

める(デイソステイクス属のもの)

その他のもの

一) ファイル

(一) にしん(クルペア属のもの)、

たら(ガドウス属、テラグラ属

又はメルルシウス属のもの)、

ぶり(セリオーラ属のもの)、

さば(スコムベル属のもの)、

いわし(エトルメウス属、サル

デイノプス属又はエングラウリ

ス属のもの)、あじ(トラクル

ス属又はデカプテルス属のもの

(及びさんま(コロラビス属の

もの)

(二) その他のもの

二) その他のもの

(一) にしん(クルペア属のもの)、

たら(ガドウス属、テラグラ属

又はメルルシウス属のもの)、

ぶり(セリオーラ属のもの)、

さば(スコムベル属のもの)、

いわし(エトルメウス属、サル

デイノプス属又はエングラウリ

ス属のもの)、あじ(トラクル

ス属又はデカプテルス属のもの

(及びさんま(コロラビス属の

五% 五%

一〇% 五%

〇三〇四・二〇

(一)

にしん(クルペア属のもの)、た

ら(ガドウス属、テラグラ属又は

メルルシウス属のもの)、ぶり(

セリオーラ属のもの)、さば(ス

コムベル属のもの)、いわし(エ

トルメウス属、サルデイノプス属

又はエングラウリス属のもの)、

あじ(トラクルス属又はデカプテ

ルス属のもの)及びさんま(コロ

ラビス属のもの)

二) その他のもの

(一) にしん(クルペア属のもの)、た

ら(ガドウス属、テラグラ属又は

メルルシウス属のもの)、ぶり(

セリオーラ属のもの)、さば(ス

コムベル属のもの)、いわし(エ

トルメウス属、サルデイノプス属

又はエングラウリス属のもの)、

あじ(トラクルス属又はデカプテ

ルス属のもの)及びさんま(コロ

ラビス属のもの)

冷凍したファイル

一) にしん(クルペア属のもの)、たら

(ガドウス属、テラグラ属又はメル

ルシウス属のもの)、ぶり(セリオ

五% 一〇%

一〇% 五%

一〇% 五%

○五一一・九九	<p>その他のもの</p> <p>一 馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）並びに蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血</p>	無税
○四〇六・四〇	<p>ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ</p> <p>二 その他のもの</p> <p>コムベル属のもの、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p>	<p>三五%</p> <p>一〇%</p> <p>五%</p>

○五一一・九九	<p>その他のもの</p> <p>一 蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>無税</p> <p>二・五%</p>
○五〇九・〇〇	動物性の海綿	一〇%
○五〇三・〇〇	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	無税
○五〇三		
○四〇六・四〇	ブルーベインドチーズ	三五%

○六・〇三	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	二 動物性の海綿	一〇%
○六〇三・一一	生鮮のもの	三 その他のもの	二・五%
○六〇三・一二	ばら		
○六〇三・一三	カーネーション		無税
○六〇三・一四	らん		無税
○六〇三・一九	菊		無税
○六〇三・九〇	その他のもの		無税
	(省略)		
○八〇二・五〇	(省略)		
○八〇二・六〇	マカダミアナット		五%
○八〇二・九〇	その他のもの		五%
	一 (省略)		
	二 ペカン		五%

○六・〇三	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）		無税
○六〇三・一〇	生鮮のもの		無税
○六〇三・九〇	同上		五%
○七〇九・一〇	アーティチョーク		五%
○七〇九・五二	トリフ		五%
○七一一・三〇	ケーパー		一五%
○八〇二・五〇	同上		
○八〇二・九〇	その他のもの		
	一 同上		
	二 マカダミアナット		五%
	三 ペカン		五%

	○八〇五・四〇	三 其 他 の 物 の グ レ ー プ フ ル ー ツ (ポ メ ロ を 含 む)		一〇%	
二 (省 略)	○八一二・九〇 其 他 の 物 の 一 (省 略) 二 (省 略) 三 グ レ ー プ フ ル ー ツ (ポ メ ロ を 含 む) 一 (一) (省 略) (二) (省 略) 四 (省 略)	二〇%	この類のナット又は乾燥果実を混合したものの 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの (くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット(びんろう子を除く。)又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)	一〇%	

	○八〇五・四〇	四 其 他 の 物 の グ レ ー プ フ ル ー ツ ブ ラ ッ ク カ ー ラ ン ト 、 ホ ワ イ ト カ ー ラ ン ト 、 レ ッ ド カ ー ラ ン ト 及 び グ ー ズ ベ リ ー	二 同 上	一〇%	
二 同 上	○八一二・九〇 其 他 の 物 の 一 同 上 二 同 上 三 グ レ ー プ フ ル ー ツ 一 (一) 同 上 (二) 同 上 四 同 上	二〇%	この類のナット又は乾燥果実を混合したものの 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの (くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット(びんろう子及びマカダミアナットを除く。)又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)	一〇%	

一一〇二・九〇	2 (B) ¹ (A) (省 略) (省 略)	第一〇類 穀物	〇九・〇六 〇九〇六・一一 〇九〇六・二〇	〇九・〇六 〇九〇六・一九 〇九〇六・二〇	〇九〇六・二〇	〇九〇六・一九	〇九〇六・二〇	〇九・〇六 〇九〇六・一一 〇九〇六・二〇	けい皮及びシンナモンツリーの花 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの けい皮(キナモムム・ゼラニカム・ブル ーム) その他のもの (省 略)	無税 無税 無税
その他のもの				その他のもの 一 カレー 二 その他のもの (一) 小売用の容器入りにしたもの (二) その他のもの				無税 四・二% 二・二%		

一一〇二・九〇	2 同 上	第一〇類 穀物	〇九・〇六 〇九〇六・一〇	〇九・〇六 〇九〇六・二〇	〇九・〇六 〇九〇六・二〇	〇九・〇六 〇九〇六・二〇	〇九・〇六 〇九〇六・二〇	〇九・〇六 〇九〇六・一〇	けい皮及びシンナモンツリーの花 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	無税
その他のもの	米粉		同上	同上	同上	同上	同上	同上	月けい樹の葉及びタイム 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの カレー その他のもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	無税 四・二% 二・二% 無税 四・二%
	一キログラ ムにつき四 四二円									

一三〇一・九〇	その他のもの 一 セラックその他の精製ラック	無税
一二二二・九九	その他のもの 一 (省略) 二 (省略) 三 ローカストビーン(種を含む。) 及びさとうきび 四 (省略)	無税
	二 (省略) 三 (省略) 四 (省略)	無税

二〇%		無税
-----	--	----

一三〇一・九〇	その他のもの 一 セラックその他の精製ラック 二 シードラック 三 その他のもの	無税
一二二二・九九	その他のもの 一 同上 二 同上 三 さとうきび 四 同上	無税
一二二二・三〇	あんず、桃(ネクタリンを含む。)又はプ ラムの核及びび仁	五%
一二二二・一〇	ローカストビーン(種を含む。)	無税
	二 同上 三 同上 四 同上	無税
	二 (省略) 三 (省略) 四 同上	無税

無税	無税	無税	無税	無税	無税
----	----	----	----	----	----

注	第一四類 生產品 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性	一三〇二・一九	二 その他のもの	無税
		その他のもの	一 飲料のもと	一〇%
		二 除虫菊のもの及びロテノンを含む植物の根のもの	二五%	
		三 生漆	無税	
		四 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	無税	
		五 その他のもの	七%	
		六 アルコール分が五〇%以上のもの	一〇%	
		七 その他のもの	無税	

注	第一四類 生產品 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性	一三〇二・一九	二 除虫菊のもの及びロテノンを含む植物の根のもの	七%
		一三〇二・二四	一 除虫菊エキス	無税
		二 その他のもの	無税	
		三 飲料のもと	一〇%	
		四 植物性の一種類の原料から得たもの	二五%	
		五 その他のもの	一〇%	
		六 生漆	無税	
		七 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	無税	
		八 その他のもの	一〇%	
		九 アルコール分が五〇%以上のもの	無税	
		十 その他のもの	無税	

<p>1及び2 (省略)</p> <p>3 第一四・〇四項には、木毛(第四四・〇五項参照)及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第九六・〇三項参照)を含まない。</p>	<p>一四〇四・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 主として詰物として使用する植物性材料(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)、主としてほうき又はブラシに使用する植物性</p>
--	--

<p>1及び2 同上</p> <p>3 第一四・〇二項には、木毛(第四四・〇五項参照)を含まない。</p> <p>4 第一四・〇三項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第九六・〇三項参照)を含まない。</p>	<p>一四・〇二一</p> <p>一四〇二・〇〇〇</p> <p>主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイーリングラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)</p> <p>一四・〇三三</p> <p>主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)</p> <p>一四〇四・一〇〇</p> <p>主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料</p> <p>一四〇四・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 除虫菊かす、雁皮並びにナット(殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)及び種</p>	<p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>
---	--	---

一五二七・九〇	<p>その他のもの</p> <p>一 動物性油脂又はその分別物の混合物 (完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)を含み、その他の調製をしたものを除く。)</p>			一五二五・九〇	<p>その他のもの</p> <p>一 オイチシカ油及びその分別物並びに桐油<small>とう</small>及びその分別物</p> <p>二 (省略)</p> <p>三 (省略)</p> <p>四 (省略)</p>		<p>無税</p>		<p>材料(束ねてあるかないかを問わない。)、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮<small>がん</small>並びにナット(殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)及び種</p> <p>二 (省略)</p> <p>三 (省略)</p> <p>四 (省略)</p>	無税
---------	--	--	--	---------	---	--	-----------	--	---	----

一五二七・九〇	<p>その他のもの</p> <p>一 動物性油脂又はその分別物の混合物 (その他の調製をしたものを除く。)</p>		<p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>四 同上</p>	一五二五・九〇	<p>その他のもの</p> <p>一 オイチシカ油及びその分別物</p>	一五二五・四〇	<p>桐油<small>とう</small>及びその分別物</p>		<p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>四 同上</p>	無税
---------	---	--	-------------------------------------	---------	--------------------------------------	---------	-----------------------------------	--	-------------------------------------	----

七・五%

3 第一九・〇四項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含 1及び2 (省略) 注	第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びビー カリー製品	(一) 完全に又は部分的に、水素添加し、 インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの の	四%
		(二) その他のもの	七・五%
		二 植物性油脂又はその分別物の混合物 (完全に又は部分的に、水素添加し、 インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの) 精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)を含み、 その他の調製をしたものを除く。)	一キログラムにつき二 ムにつき二 〇円七〇銭
		(一) 完全に又は部分的に、水素添加し、 インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの の	四%
		(二) その他のもの	一キログラムにつき二 ムにつき二 〇円七〇銭
		三 離型油	四・八%
		四 ショートニング	一五%
		五 その他のもの	二五%

3 第一九・〇四項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含 1及び2 同上 注	第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びビー カリー製品	(一) 完全に又は部分的に、水素添加し、 インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの の	四%
		(二) その他のもの	七・五%
		二 植物性油脂又はその分別物の混合物 (その他の調製をしたものを除く。)	一キログラムにつき二 ムにつき二 〇円七〇銭
		(一) 完全に又は部分的に、水素添加し、 インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの の	四%
		(二) その他のもの	一キログラムにつき二 ムにつき二 〇円七〇銭
		三 離型油	四・八%
		四 ショートニング	一五%
		五 その他のもの	二五%

<p>有量が全重量の六%を超える調製品及び第一八・〇六項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆った調製品を含まない（第一八・〇六項参照）。</p> <p>4 (省 略)</p>	<p>第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) 第一九・〇五項のベーカリー製品その他の物品</p> <p>(d) (省 略)</p> <p>2、6 (省 略)</p>	<p>二〇・〇五</p> <p>二〇〇五・一〇</p> <p>～</p> <p>二〇〇五・八〇</p> <p>二〇〇五・九一</p> <p>二〇〇五・九九</p> <p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>その他の野菜及び野菜を混合したもの</p> <p>たけのこ</p> <p>一 砂糖を加えたもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 砂糖を加えたもの</p> <p>(一) 豆(さや付きのものを除く。)</p> <p>二二・四%</p> <p>一六%</p>
--	---	--

<p>有量が全重量の六%を超える調製品及び第一八・〇六項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で覆った調製品を含まない（第一八・〇六項参照）。</p> <p>4 同 上</p>	<p>第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 同 上</p> <p>(b) 同 上</p> <p>(c) 同 上</p> <p>2、6 同 上</p>	<p>二〇・〇五</p> <p>二〇〇五・一〇</p> <p>～</p> <p>二〇〇五・八〇</p> <p>二〇〇五・九〇</p> <p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）</p> <p>同 上</p> <p>その他の野菜及び野菜を混合したもの</p> <p>一 砂糖を加えたもの</p> <p>(一) 豆(さや付きのものを除く。)</p> <p>A 気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）</p> <p>一四%</p>
---	--	---

二〇〇九・一一 ～	(省略)	<p>果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p>	二〇・〇九	A 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマートの調製品を含むものに限る。)	一四%
				B その他のもの	二八%
				(二) その他のもの	二二・四%
				二 その他のもの	
				(一) ヤングコーンコブ	二五%
				(二) 豆(さや付きのものを除く。)	二〇%
				(三) サワークラウト	二二・八%
				四 その他のもの	
				A 気密容器入りのもの(容器とも も一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	
				(a) にんにくの粉	一六%
(b) その他のもの	二二・八%				
B その他のもの					
(a) にんにくの粉	一一・二%				
(b) その他のもの	九・六%				

二〇〇九・一一 ～	同上	<p>果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p>	二〇・〇九	B その他のもの	二八%
				(二) その他のもの	二二・四%
				二 その他のもの	
				(一) たけのこ	一六%
				(二) ヤングコーンコブ	二五%
				(三) 豆(さや付きのものを除く。)	二〇%
				四 サワークラウト	二二・八%
				(五) その他のもの	
				A 気密容器入りのもの(容器とも の一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	
				(a) にんにくの粉	一六%
(b) その他のもの	二二・八%				
B その他のもの					
(a) にんにくの粉	一一・二%				
(b) その他のもの	九・六%				

二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	無税
二五・一三・一〇	パミスストーン	無税
二五・一三・二〇	(省略)	無税
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石 碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一六・一一	花こう岩	無税
二五・一六・一一	(省略)	無税
二五・一六・一二	(省略)	無税
二五・一六・二〇	砂岩	無税
二五〇六・二一一	粗のもの及び粗削りしたもの	無税
二五〇六・二一九	その他のもの	無税
二五〇八・二二〇	デカラライジングアース及びフラーズアース	無税
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	無税
二五・一三・一一	パミスストーン	無税
二五・一三・一九	粗のもの及び不規則な形状のもの（破砕したもの（ビムスキー）を含む。）	無税
二五・一三・二〇	その他のもの	無税
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石 碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一六・一一	花こう岩	無税
二五・一六・一一	同上	無税
二五・一六・一二	同上	無税
二五・一六・二二	砂岩	無税
二五・一六・二二	粗のもの及び粗削りしたもの	無税

第二七類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴	二六・二〇	<p>号注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第二六二〇・六〇号に属する。</p> <p>スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）</p>	<p>二五二四・九〇</p> <p>その他のもの</p>	<p>二五・二四</p> <p>石綿</p> <p>二五二四・一〇</p> <p>クロシンドライト</p>	<p>二五一六・九〇</p> <p>(省略)</p>	無税
	<p>第二六類 鉍石、スラグ及び灰</p>		<p>注</p> <p>1及び2 (省略)</p> <p>3 第二六・二〇項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、灰及び残留物（第二六・二一項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない。）</p> <p>(b) 砒素を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）</p>	無税		

第二七類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴	二六・二〇	<p>号注</p> <p>1 同上</p> <p>2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第二六二〇・六〇号に属する。</p> <p>灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）</p>	<p>二五二四・〇〇</p> <p>石綿</p>	<p>二五・二四</p> <p>石綿</p>	<p>二五一六・二二</p> <p>のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの</p>	無税
	<p>第二六類 鉍石、スラグ及び灰</p>		<p>注</p> <p>1及び2 同上</p> <p>3 第二六・二〇項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物（第二六・二一項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない。）</p> <p>(b) 砒素を含有する灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）</p>	無税		

青物質並びに鉱物性ろう

号注

1及び2 (省略)

3 第二七〇七・一〇号、第二七〇七・二〇号、第二七〇七・三〇号及び第二七〇七・四〇号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の五〇%を超える物品をいう。

4 (省略)

第六部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

注

1 (A) (省略)

(B) 第二八・四三項、第二八・四六項又は第二八・五二項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。

2及び3 (省略)

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素
又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

1 (省略)

2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの(第二八・三一項参照)、無機塩基の炭酸塩及びペルオキシ炭酸塩(第二八・三六項参照)、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩(第二八・三七項参照)、無機塩基の

青物質並びに鉱物性ろう

号注

1及び2 同上

3 第二七〇七・一〇号、第二七〇七・二〇号、第二七〇七・三〇号、第二七〇七・四〇号及び第二七〇七・六〇号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の五〇%を超える物品をいう。

4 同上

二七〇七・六〇

フェノール

無税

第六部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

注

1 (a) 同上

(b) 第二八・四三項又は第二八・四六項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。

2及び3 同上

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素
又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

1 同上

2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの(第二八・三一項参照)、無機塩基の炭酸塩及びペルオキシ炭酸塩(第二八・三六項参照)、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩(第二八・三七項参照)、無機塩基の

<p>雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第二八・四二項参照）、第二八・四三項から第二八・四六項まで及び第二八・五二項の有機物並びに炭化物（第二八・四九項参照）のほか、次のもののみを含む。</p> <p>(a) (d) (省 略)</p> <p>(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第二八・四七項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第二八・五三項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第三一類参照）を除く。）</p> <p>358 (省 略)</p>	<p>二八二一・二九</p> <p>その他のもの</p> <p>一 四酸化二窒素及び二酸化硫黄</p> <p>二 (省 略)</p> <p>無税</p> <hr/> <p>二八二四・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 鉛丹及びオレンジ鉛</p> <p>二 その他のもの</p> <p>無税</p> <hr/> <p>二八二五・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 酸化第一すず及び酸化第二すず</p> <p>二 酸化ベリリウム</p> <p>三 その他のもの</p> <p>四・六%</p>
--	--

<p>雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第二八・三八項参照）、第二八・四三項から第二八・四六項までの有機物並びに炭化物（第二八・四九項参照）のほか、次のもののみを含む。</p> <p>(a) (d) 同 上</p> <p>(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第二八・四七項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第二八・五一項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第三一類参照）を除く。）</p> <p>358 同 上</p>	<p>二八一・二三</p> <p>二酸化硫黄</p> <p>無税</p> <hr/> <p>二八一・二九</p> <p>その他のもの</p> <p>一 四酸化二窒素</p> <p>二 同 上</p> <p>無税</p> <hr/> <p>二八二四・二〇</p> <p>鉛丹及びオレンジ鉛</p> <p>五・六%</p> <hr/> <p>二八二四・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>無税</p> <hr/> <p>二八二五・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 水銀の酸化物</p> <p>二 酸化第一すず及び酸化第二すず</p> <p>三 酸化ベリリウム</p> <p>四 その他のもの</p> <p>四・六%</p>
---	--

二八二六・九〇	その他のもの	三・九%	二八二六・二一	アンモニウム又はナトリウムのもの	三・九%
	一 ナトリウム又はカリウムのフルオロ けい酸塩		二八二六・二〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸 塩	三・九%
	二 その他のもの	無税	二八二六・九〇	その他のもの	無税
二八二七・三九	その他のもの	四・六%	二八二七・三三	鉄のもの	三・九%
	一 亜鉛のもの		二八二七・三四	コバルトのもの	三・九%
	二 (省略)		二八二七・三六	亜鉛のもの	四・六%
二八三〇・九〇	その他のもの	無税	二八二七・三九	その他のもの	五・八%
				一 水銀の塩化物	
				二 同上	
			二八三〇・二〇	硫化亜鉛	無税
			二八三〇・三〇	硫化カドミウム	無税
			二八三〇・九〇	その他のもの	四・六%
				一 水銀の硫化物	
				二 その他のもの	無税

二八・五二

二八五二・〇〇

水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）

一 認証標準物質

二 無機化合物及びその製品

(一) 硫酸塩

(二) 写真用の化学調製品（ワニス、膠着

剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）

(三) その他のもの

三 有機化合物及びその製品

(一) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

A タンニン及びその誘導体

B その他のもの

(二) たんぱく質系物質及びその誘導体（

アルブミンアトその他のアルブミン誘導体を除く。）

無税

無税

四・六%

三%

三%

無税

六・八%

他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）

三・九%

<p>二八・五三 二八五三・〇〇</p>	<p>(三) その他のもの</p> <p>その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</p>	<p>三・九%</p>
<p>第二九類 有機化学品</p>		
<p>注</p> <p>1) 4 (省略)</p> <p>5 (A) (省略)</p> <p>(B) (省略)</p> <p>(C) 次の塩は、この部の注1及び第二八類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>(1) 及び(2) (省略)</p> <p>(3) 配位化合物は、第一一節又は第二九・四一項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第二九類の数字上の配列において最後となる項に属する。</p>		
<p>(E) (D) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>6 第二九・三〇項又は第二九・三一項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。</p>		
<p>第二九・三〇項（有機硫黄化合物）及び第二九・三一項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化</p>		

<p>二八・五三 二八五三・〇〇</p>	<p>(三) その他のもの</p> <p>その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</p>	<p>三・九%</p>
<p>第二九類 有機化学品</p>		
<p>注</p> <p>1) 4 同上</p> <p>5 (a) 同上</p> <p>(b) 同上</p> <p>(c) 次の塩は、この部の注1及び第二八類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>(1) 及び(2) 同上</p>		
<p>(e) (d) (同上)</p> <p>(同上)</p> <p>6 第二九・三〇項又は第二九・三一項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。</p>		
<p>第二九・三〇項（有機硫黄化合物）及び第二九・三一項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化</p>		

二九〇三・四九	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・五一	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)	四・六%
二九〇三・五二	アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)	四・六%
	一 クロルデン	無税
	二 アルドリン及びヘプタクロル	四・六%
二九〇三・五九	その他のもの	四・六%
二九〇三・六一	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・六二	(省略)	
	ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及び DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、一・一―トリクロロ―二・二―ビス (パラ―クロロフェニル) エタン)	四・六%
二九〇三・六九	(省略)	四・六%

二九〇三・四九	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・五一	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン	四・六%
二九〇三・五九	その他のもの	四・六%
	一 オクタクロロテトラヒドロメタノインダン (クロルデン)	無税
	二 その他のもの	四・六%
二九〇三・六一	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・六二	同上	
	ヘキサクロロベンゼン及び DDT (一・一―トリクロロ―二・二―ビス (パラ―クロロフェニル) エタン)	四・六%
二九〇三・六九	同上	四・六%
二九〇五・一五	ペンタノール (アミルアルコール) 及びその異性体	五・六%

二九〇六・一九	その他のもの 一 ボルネオール及びテルピネオール 二 (省 略)	五・三%
二九〇七・一九	その他のもの 一 キシレノール及びその塩 二 その他のもの	無税 四・六%
二九〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩 ペンタクロロフェノール (ISO) その他のもの 一 臭素化誘導体 二 その他のもの その他のもの ジノセブ (ISO) 及びその塩 その他のもの	四・六% 無税 四・六% 四・六% 四・六% 四・六%
二九〇六・一四	テルピネオール	五・三%
二九〇六・一九	その他のもの 一 ボルネオール 二 同上	五・三%
二九〇七・一四	キシレノール及びその塩	無税
二九〇七・一九	その他のもの	四・六%
二九〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩 一 臭素化誘導体 二 その他のもの スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル その他のもの	四・六% 無税 四・六% 四・六% 四・六%
二九〇八・二〇	その他のもの	四・六%
二九〇八・九〇	その他のもの	四・六%
二九〇九・四二	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル	五・六%

二九一〇・三〇	(省 略)		
二九一〇・四〇	デイルドリン (ISO、INN)		五・六%
二九一・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一・一五	
二九一五・一一	ぎ酸並びにその塩及びエステル	二九一五・一一	
二九一五・一三	(省 略)	二九一五・一三	
二九一五・二二	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	二九一五・二二	
二九一五・二四	(省 略)	二九一五・二二	
二九一五・二九	(省 略)	二九一五・二四	
二九一五・三二	酢酸のエステル	二九一五・三二	
二九一五・三三	(省 略)	二九一五・三二	
二九一五・三四	酢酸イソブチル	二九一五・三四	五・六%
二九一〇・三〇	同上	二九一〇・三〇	
二九一二・一三	ブタナール(ブチルアルデヒド又はノルマル―ブチルアルデヒド)	二九一二・一三	四・六%
二九一・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一・一五	
二九一五・一一	ぎ酸並びにその塩及びエステル	二九一五・一一	
二九一五・一三	同上	二九一五・一三	
二九一五・二二	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	二九一五・二二	
二九一五・二二	同上	二九一五・二二	
二九一五・二二	酢酸ナトリウム	二九一五・二二	四・六%
二九一五・二二	酢酸コバルト	二九一五・二二	四・六%
二九一五・二四	同上	二九一五・二四	
二九一五・二九	同上	二九一五・二九	
二九一五・三二	酢酸のエステル	二九一五・三二	
二九一五・三三	同上	二九一五・三三	
二九一五・三四	同上	二九一五・三四	五・六%

二九一五・三六	酢酸ジノセブ (ISO)	四・六%
二九一五・三九	その他のもの	四・六%
二九一五・四〇	一 酢酸イソブチル	五・六%
二九一五・四〇	二 その他のもの	四・六%
二九一五・九〇	(省略)	
二九一六・三五	(省略)	
二九一六・三六	ビナパクリル (ISO)	六・四%
二九一八・一一	カルボン酸 (他の酸素官能基を有するものに限る。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一八・一六	アルコール官能のカルボン酸 (他の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・一八	(省略)	
二九一八・一八	クロロベンジレート (ISO)	四・六%
二九一五・三五	酢酸—二—エトキシエチル	四・六%
二九一五・三九	その他のもの	四・六%
二九一五・四〇	同上	
二九一五・九〇	同上	
二九一六・三五	同上	
二九一七・三一	オルトフタル酸ジブチル	四・六%
二九一八・一一	カルボン酸 (他の酸素官能基を有するものに限る。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一八・一六	アルコール官能のカルボン酸 (他の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・一八	同上	

二九一八・一九	(省略)		
二九一八・二二	フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
二九一八・三〇	(省略)		
二九一八・九一	その他のもの 二・四・五―T (ISO) (二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸)並びにその塩及びエステル	四・六%	
二九一八・九九	その他のもの	四・六%	
二九・一九	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェイトを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九一九・一〇	トリス(二・三―ジブプロモプロピル)ホスフェート	四・六%	
二九一九・九〇	その他のもの	四・六%	
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九二〇・一〇	チオりん酸エステル(ホスホロチオエート)		
二九一八・一九	同上		
二九一八・二二	同上		
二九一八・三〇	その他のもの	四・六%	
二九一八・九〇	その他のもの		
二九・一九	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェイトを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九一九・一〇	トリス(二・三―ジブプロモプロピル)ホスフェート	四・六%	
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九二〇・一〇	チオりん酸エステル(ホスホロチオエート)		

二九三〇・四〇 二九三〇・五〇	(省 略) カプタホール (ISO) 及びメタミドホス (ISO)	四・六%
二九三〇・九〇	その他のもの 一 ジチオカルボナート (キサントゲン 酸塩) 二 その他のもの	無税 四・六%
二九・三九	植物アルカロイド (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省 略) (省 略) キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・一一 二九三九・一九 二九三九・二〇		

二九三〇・一〇	ジチオカルボナート (キサントゲン 酸塩)	無税
二九三〇・四〇	同 上	
二九三〇・九〇	その他のもの	四・六%
二九三六・一〇	一 プロビタミン (混合してないものに限る。)	無税
二九・三九	植物アルカロイド (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 同 上 同 上 キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・一一 二九三九・一九 二九三九・二〇		
二九三九・二一	キニーネ及びその塩	無税

<p>二九三九・三〇 ～ 二九三九・九九</p>	<p>(省略)</p>	<p>第三〇類 医療用品</p>	<p>注 1～3 (省略) 4 第三〇・〇六項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第三〇・〇六項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a) 外科用のカッタガットその他これに類する縫合材(外科用又は歯科用の吸収性系を含むものとし、殺菌したものに限る。)及び切開創縫合用の接着剤(殺菌したものに限る。) (b) (省略) (c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限る。)並びに外科用又は歯科用の癒着防止材(殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかないかを問わない。) (d)～(k) (省略) (1) 瘻造設術用と認められるもの(例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板)</p>	<p>三〇〇四・三二</p>	<p>コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含むもの</p>	<p>無税</p>
----------------------------------	-------------	------------------	---	----------------	---	-----------

<p>二九三九・二九 二九三九・三〇 ～ 二九三九・九九</p>	<p>その他のもの 同上</p>	<p>第三〇類 医療用品</p>	<p>注 1～3 同上 4 第三〇・〇六項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第三〇・〇六項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a) 外科用のカッタガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤(殺菌したものに限る。) (b) 同上 (c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限る。) (d)～(k) 同上</p>	<p>三〇〇一・一〇 三〇〇四・三二</p>	<p>腺その他の器官(乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。) コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含むもの</p>	<p>無税 無税</p>
--	----------------------	------------------	---	----------------------------	---	------------------

			<p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 化学的に単一の化合物 (2 (a)、3 (a)、4 (a)又は5のものを除く。)</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>2 第三一・〇二項には、次の物品 (第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料</p> <p>(c) 塩化アンモニウム又は(a)若しくは(b)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料</p> <p>(d) (a)(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料</p> <p>3 第三一・〇三項には、次の物品 (第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (a)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)のうち二以上を相互に混合した肥料</p> <p>(c) (a)又は(b)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料</p> <p>4 第三一・〇四項には、次の物品 (第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料</p> <p>5 及び 6 (省 略)</p>
--	--	--	--

三二〇三・二〇	塩基性スラグ	無税	<p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 同上</p> <p>(b) 化学的に単一の化合物 (2 (A)、3 (A)、4 (A)又は5のものを除く。)</p> <p>(c) 同上</p> <p>2 第三一・〇二項には、次の物品 (第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。</p> <p>(A) 同上</p> <p>(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料</p> <p>(C) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料</p> <p>(D) (A)(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料</p> <p>3 第三一・〇三項には、次の物品 (第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。</p> <p>(A) 同上</p> <p>(B) (A)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)のうち二以上を相互に混合した肥料</p> <p>(C) (A)又は(B)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料</p> <p>4 第三一・〇四項には、次の物品 (第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。</p> <p>(A) 同上</p> <p>(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料</p> <p>5 及び 6 同上</p>
三二〇二・七〇	カルシウムシアナミド	無税	

三二〇六・四九	その他のもの	<p>一 へキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品</p> <p>二 その他のもの</p>	三・九%
三三・〇一	<p>精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油、ろうその他これらに類する物品を媒質としてしているものに限る。）</p> <p>精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキユアステイスチレート及びアキユアスソリューション</p>	三・九%	三三・〇一
三二〇四・一〇	カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）	無税	無税
三二〇六・三〇	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九%	三・九%
三二〇六・四三	<p>へキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品</p>	三・九%	三・九%
三二〇六・四九	その他のもの	三・九%	三・九%
三三・〇一	<p>精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油、ろうその他これらに類する物品を媒質としてしているものに限る。）</p> <p>精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキユアステイスチレート及びアキユアスソリューション</p>	三・九%	三三・〇一

三三〇一・二二	オレンジのもの	無税
三三〇一・二三	レモンのもの	無税
三三〇一・一九	その他のもの 一 ベルガモットのもの 二 その他のもの	無税 三・二%
三三〇一・二四	ペパーミント(メンタ・ペペリタ)のもの	三・二%
三三〇一・二五	その他のミントのもの 一 ペパーミント油(メンタ・アルヴ エンスイスから採取したものに限 る。) (一) 政令で定める試験方法による総 メントールの含有量が全重量の 六五%を超えるもの (二) その他のもの 二 その他のペパーミント油 三 その他のもの	無税 九・六% 三・二% 三%
三三〇一・二九	その他のもの 一 ベイ葉油、カナंगा油、けい皮油	

三三〇一・二二	ベルガモットのもの	無税
三三〇一・二三	オレンジのもの	無税
三三〇一・二四	レモンのもの	無税
三三〇一・一九	その他のもの ライムのもの その他のもの	三・二% 三・二% 三・二%
三三〇一・二二	ゼラニウムのもの	無税
三三〇一・二二	ジャスミンのもの	三・二%
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの	三%
三三〇一・二四	ペパーミント(メンタ・ペペリタ)のもの	三・二%
三三〇一・二五	その他のミントのもの 一 ペパーミント油(メンタ・アルヴ エンスイスから採取したものに限 る。) (一) 政令で定める試験方法による総 メントールの含有量が全重量の 六五%を超えるもの (二) その他のもの 二 その他のペパーミント油 三 その他のもの	無税 九・六% 三・二% 三%
三三〇一・二六	ペチベルのもの	無税
三三〇一・二九	その他のもの 一 ベイ葉油、カナंगा油、けい皮油	

注 1 3 4 (省略) 5 第三四・〇四項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (a) (省略) (b) (省略) (c) (省略)	第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	三三〇一・三三〇 三三〇一・九〇	シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大ういきよう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油 二 芳油 三 ゼラニウム又はベチベルのもの 四 ラベンダー又はラバンジンのも 五 その他のもの レジノイド その他のもの	無税 二・五% 無税 三% 三・二% 無税 無税
		無税 無税 三・二% 三% 無税 二・五% 無税		

注 1 3 4 同上 5 第三四・〇四項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (A) 同上 (B) 同上 (C) 同上	第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	三三〇一・三三〇 三三〇一・九〇	シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大ういきよう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油 二 芳油 三 その他のもの レジノイド その他のもの	無税 二・五% 三・二% 無税 無税
		無税 二・五% 三・二% 無税 無税		

	<p>第三八類 各種の化学工業生産品</p>	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)及び(b) (省 略)</p> <p>(c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第二六類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第二六・二〇項参照）</p> <p>(d)及び(e) (省 略)</p> <p>2 6 (省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 第三八〇八・五〇号には、次の物品を含有する第三八〇八項の物品のみを含む。</p> <p>アルドリン (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、一・一・一トリクロロー二・二・ビス (パラクロロフェニル) エタン)、デイルドリン (ISO、INN)、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン (ISO) (一・二・ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (一・二・ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノ</p>
--	------------------------	---

<p>三四〇四・一〇</p> <p>三七〇二・二〇</p> <p>三七〇五・二〇</p> <p>化学的に変性させたモンタンろうのもの</p> <p>インスタントプリントフィルム</p> <p>マイクロフィルム</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>二・三%</p>	<p>第三八類 各種の化学工業生産品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)及び(b) 同上</p> <p>(c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物（汚泥を含み、第二六類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第二六・二〇項参照）</p> <p>(d)及び(e) 同上</p> <p>2 6 同上</p> <p>号注</p>
--	--

<p>2 (省略)</p> <p>クロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO)、ホスファミド (ISO) 並びに二・四・五-T (ISO) (二・四・五トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル</p>	<p>三八〇五・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 パイン油</p> <p>二 その他のもの</p> <p>三八〇八</p> <p>殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)</p> <p>三八〇八・五〇</p> <p>この類の号注1の物品</p> <p>その他のもの</p> <p>殺虫剤</p> <p>殺菌剤</p> <p>除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤</p> <p>消毒剤</p> <p>その他のもの</p> <p>三八〇八・九四</p> <p>三八〇八・九九</p> <p>三八二一・〇〇</p> <p>微生物 (ウイルス及びこれに類するものを含む。) 用又は植物、人若しくは動物の細胞用</p>	<p>無税</p> <p>三%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>三%</p>
---	--	---

<p>1 同上</p>	<p>三八〇五・二〇</p> <p>三八〇五・九〇</p> <p>パイン油</p> <p>その他のもの</p> <p>三八〇八</p> <p>殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)</p> <p>三八〇八・一〇</p> <p>殺虫剤</p> <p>殺菌剤</p> <p>除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤</p> <p>消毒剤</p> <p>その他のもの</p> <p>三八〇八・四〇</p> <p>三八〇八・九〇</p> <p>三八二一・〇〇</p> <p>微生物用の調製培養剤</p>	<p>無税</p> <p>三%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>四・九%</p> <p>三%</p>
--------------	---	---

三八二四・二四	の調製培養剤（保存用のものを含む。）	三%
三八二四・一〇	鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	三%
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	三・二%
三八二四・四〇	一 金属炭化物の混合物 二 その他のもの	三・二% 三・八%
三八二四・五〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	三・八%
三八二四・六〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	三・八% 三・八%
三八二四・七一	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物 クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカ	三・八%

三八二四・二四	鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	三%
三八二四・一〇	鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤	三%
三八二四・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	三・九%
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	三・二%
三八二四・四〇	一 金属炭化物の混合物 二 その他のもの	三・二% 三・八%
三八二四・五〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	三・八%
三八二四・六〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	三・八% 三・八%
三八二四・七一	非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）を含有する混合物 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）を含有するもの	三・八%

三八二四・七二	ーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）	三八・八%
三八二四・七三	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含有するもの	三八・八%
三八二四・七四	ハイドロブロモフルオロカーボン（HBF ₂ ）を含有するもの ハイドロクロロフルオロカーボン（HCCl）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。） 四塩化炭素を含有するもの 一・一・一トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）	三八・八%
三八二四・七五	その他のもの	三八・八%
三八二四・七六	オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭	三八・八%
三八二四・七七		
三八二四・七八		
三八二四・七九		

三八二四・七九	その他のもの	
---------	--------	--

三八・八%		
-------	--	--

注	1 (省略)	第三九類 プラスチック及びその製品	三 八 二 四 ・ 八 一	化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はトリス(二・三―ジブプロモプロピル)ホスフェートを含有する混合物及び調製品	三 ・ 八 %
			三 八 二 四 ・ 八 二	オキシラン(エチレンオキシド)を含有するもの	三 ・ 八 %
			三 八 二 四 ・ 八 三	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニル(PBB)を含有するもの	三 ・ 八 %
			三 八 二 四 ・ 九 〇	トリス(二・三―ジブプロモプロピル)ホスフェートを含有するもの	三 ・ 八 %
				その他のもの	
				一 チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)	無 税
				二 脂肪酸混合物の誘導体	四 ・ 六 %
				三 ナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く。)及びエステル	三 ・ 九 %
				四 その他のもの	三 ・ 八 %
2	この類には、次の物品を含まない。				
(a)	第二七・一〇項又は第三四・〇三項の調製潤滑剤				
(b)	(省略)				
(c)	(省略)				

注	1 同上	第三九類 プラスチック及びその製品	三 八 二 四 ・ 九 〇	その他のもの	
				一 チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)	無 税
				二 脂肪酸混合物の誘導体	四 ・ 六 %
				三 その他のもの	三 ・ 八 %
2	この類には、次の物品を含まない。				
(a)	同上				
(b)	同上				

<p>三九〇九・三〇</p>	<p>その他のアミノ樹脂</p> <p>一 ポリメチレンポリフェニルポリリン シアナート</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四・一%</p> <p>四・六%</p>
<p>第四〇類 ゴム及びその製品</p>		
<p>注</p>		
<p>1 3 (省略)</p>		
<p>4 1及び第四〇・〇二項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るもの。</p> <p>この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5 (B) (ii) 又は (iii) の物質の存在も許容される。ただし、エキстенダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要な物質の存在は許容されない。</p>		
<p>(b) 及び (c) (省略)</p>		
<p>5 (A) 第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。</p> <p>(i) 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）</p> <p>(ii) 顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）</p> <p>(iii) 可塑剤又はエキстенダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）</p>		
<p>充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 (B) (i) から (iii) までのもの</p>		

<p>三九〇九・三〇</p>	<p>その他のアミノ樹脂</p>	<p>四・六%</p>
<p>三九二〇・七二</p>	<p>バルカナイズドファイバー製のもの</p>	<p>四・六%</p>
<p>第四〇類 ゴム及びその製品</p>		
<p>注</p>		
<p>1 3 同上</p>		
<p>4 1及び第四〇・〇二項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るもの。</p> <p>この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5 (b) (ii) 又は (iii) の物質の存在も許容される。ただし、エキстенダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要な物質の存在は許容されない。</p>		
<p>(b) 及び (c) 同上</p>		
<p>5 (a) 第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。</p> <p>(i) 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）</p> <p>(ii) 顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）</p> <p>(iii) 可塑剤又はエキстенダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）</p>		
<p>充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 (b) (i) から (iii) までのもの</p>		

(B) (省 略) 6 5 9 (省 略)	第四一類 原皮(毛皮を除く。)及び革	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの(第四三類参照)。ただし、牛(水牛を含む。)、馬類の動物、羊(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。)、やぎ(イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。)、豚(ペカリを含む。)、シヤモア、ガゼル、らくだ(ヒトコブラクダを含む。)、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第四一類に属する。 2及び3 (省 略)	四二・〇五 四二・〇五 四二〇五・〇〇 その他の革製品及びコンポジションレザー製
---------------------------------------	--------------------	--	---

(b) 同 上 6 5 9 同 上	第四一類 原皮(毛皮を除く。)及び革	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) 同 上 (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの(第四三類参照)。ただし、牛(水牛を含む。)、馬類の動物、羊(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。)、やぎ(イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。)、豚(ペカリを含む。)、シヤモア、ガゼル、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第四一類に属する。 2及び3 同 上	四二・〇四 四二・〇四 四二〇四・〇〇 機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品 一 ベルト、バルチング、コーミングレザ ー及びインターギルレザ ー 二 その他のもの 四二・〇五 四二〇五・〇〇 その他の革製品及びコンポジションレザー製
-----------------------------------	--------------------	--	--

号注 第四四類 木材及びその製品並びに木炭 1 第四四〇三・四一号から第四四〇三・四九号まで、第四四〇七・二一四号から第四四〇七・二九号まで、第四四〇八・三二一号から第四四〇八・三九号まで及び第四四一二・三二一号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。	四二・〇六 四二〇六・〇〇	品 一 機械用その他の技術的用途に供する種類のもの (一) ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー (二) その他のもの 二 その他のもの	二五% 三・九% 一二・五%
	腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は腱の製品	三・九%	

号注 第四四類 木材及びその製品並びに木炭 1 第四四〇三・四一号から第四四〇三・四九号まで、第四四〇七・二一四号から第四四〇七・二九号まで、第四四〇八・三二一号から第四四〇八・三九号まで及び第四四一二・三二一号から第四四一二・九九号までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。	四二・〇六 四二〇六・一〇 四二〇六・九〇 四三〇一・七〇 四三〇二・一三	品 腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は腱の製品 カットガット その他のもの あぎらしのもの（全形のものに限るものと し、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない。） 子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシヤ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。）	一二・五% 三・九% 三・九% 無税 一五%
--	---	--	------------------------------------

<p>アビユラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコン、カプール、ケンバス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンデイオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、テイアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ</p>	<p>四四・〇二 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>四四〇二・一〇 竹製のもの</p> <p>四四〇二・九〇 その他のもの</p>	<p>四四・〇七 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超え、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>無税</p> <p>無税</p>
---	---	--	---------------------

<p>アビユラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコン、カプール、ケンバス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンデイオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、テイアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ</p>	<p>四四・〇二 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>四四〇二・一〇 竹製のもの</p> <p>四四〇二・九〇 その他のもの</p>	<p>四四・〇七 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超え、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>無税</p>
---	---	--	-----------

四四〇七・一〇

針葉樹のもの

一| まつ属、もみ属（カリフォルニアレ
ツドファー、グランドファー、ノー
ブルファー及びパシフィックシルバ
ーファーを除く。）又はとうひ属（
シトカスブルースを除く。）のもの
（厚さが一六〇ミリメートル以下の
ものに限る。）

(一)| かんながけし又はやすりがけした
もの

(二)| その他のもの

A| まつ属のもの
B| その他のもの

二| からまつ属のもの（厚さが一六〇ミ
リメートル以下のものに限る。）

(一)| かんながけし又はやすりがけした
もの

(二)| その他のもの

三| その他のもの

熱帯産木材（この類の号注1のものに限る
。）のもの

マホガニー（スウイエテニア属のもの）

バイロラ、インブイア及びバルサ

ダークレッドメランチ、ライトレッドメ

ランチ及びメランチバカウ

ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホ

ワイトセラヤ、イエローメランチ及びア

四四〇七・二六

一〇%

無税

無税

無税

一〇%

八%

六%

四・八%

八%

四四〇七・一〇

針葉樹のもの

一| まつ属、もみ属（カリフォルニアレ
ツドファー、グランドファー、ノー
ブルファー及びパシフィックシルバ
ーファーを除く。）又はとうひ属（
シトカスブルースを除く。）のもの
（厚さが一六〇ミリメートル以下の
ものに限る。）

(一)| かんながけし又はやすりがけした
もの

(二)| その他のもの

A| まつ属のもの
B| その他のもの

二| からまつ属のもの（厚さが一六〇ミ
リメートル以下のものに限る。）

(一)| かんながけし又はやすりがけした
もの

(二)| その他のもの

三| その他のもの

熱帯産木材（この類の号注1のものに限る
。）のもの

バイロラ、マホガニー（スウイエテニア
属のもの）、インブイア及びバルサ

ダークレッドメランチ、ライトレッドメ

ランチ及びメランチバカウ

ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホ

ワイトセラヤ、イエローメランチ及びア

一〇%

無税

無税

一〇%

八%

六%

四・八%

八%

四四〇七・二六

四四〇七・二七	ラン		
四四〇七・二八	サペリ		
四四〇七・二九	イロコ		
四四〇七・二九	その他のもの	一 ふたばがき科のもの	一〇%
		二 その他のもの	無税
	その他のもの		
四四〇七・九一	オーク(コナラ属のもの)のもの		無税
四四〇七・九二	ビーチ(ブナ属のもの)のもの		無税
四四〇七・九三	かえで(カエデ属のもの)のもの		無税
四四〇七・九四	桜(サクラ属のもの)のもの		無税
四四〇七・九五	とねりこ(トネリコ属のもの)のもの		無税
四四〇七・九九	その他のもの	一 ふたばがき科のもの	一〇%
		二 その他のもの	無税
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		
四四〇九・一〇	(省 略)		
四四〇九・二一	針葉樹以外のもの		
	竹製のもの		
	一 引抜材		七・五%
	二 玉縁及び繰形		四・八%

四四〇七・二九	ラン		
四四〇七・二九	その他のもの	一 ふたばがき科のもの	一〇%
		二 その他のもの	無税
	その他のもの		
四四〇七・九一	オーク(コナラ属のもの)のもの		無税
四四〇七・九二	ビーチ(ブナ属のもの)のもの		無税
四四〇七・九九	その他のもの	一 ふたばがき科のもの	一〇%
		二 その他のもの	無税
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		
四四〇九・一〇	同上		
四四〇九・二〇	針葉樹以外のもの		
	一 引抜材		七・五%
	二 玉縁及び繰形		四・八%
	三 その他のもの		

四四〇九・二九	<ul style="list-style-type: none"> 三 その他のもの その他のもの 一 引抜材 二 玉縁及び繰形 三 その他のもの 	無税
四四・一〇	<ul style="list-style-type: none"> (一) ふたばがき科のもの (二) その他のもの <p>パーティクルボード、オリエンテッドストラ ンドボード（OSB）その他これに類するボ ード（例えば、ウエファアボード）（木材そ 他の木質の材料のものに限るものとし、樹 脂その他の有機結合剤により凝結させてある かないかを問わない。）</p> <p>木材のもの</p> <p>パーティクルボード</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの 	無税
四四一〇・一一	<ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの 	八%
四四一〇・一九	<p>B)</p> <p>オリエンテッドストランドボード（OS B)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの <p>その他のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一〇% 八% 一〇% 八%
四四・一〇	<ul style="list-style-type: none"> (一) ふたばがき科のもの (二) その他のもの <p>パーティクルボードその他これに類するボ ード（例えば、オリエンテッドストランドボ ード及びウエファアボード）（木材その他の木 質の材料のものに限るものとし、樹脂その他 の有機結合剤により凝結させてあるかないか を問わない。）</p> <p>オリエンテッドストランドボード及びウエ ファアボード（木材のものに限る。）</p> <p>加工していないもの又はやすりがけを超え る加工をしてないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの <p>その他のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの <p>その他のもの（木材のものに限る。）</p> <p>加工していないもの又はやすりがけを超え る加工をしてないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの 	無税
四四一〇・二一	<ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの 	八%
四四一〇・二九	<ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの 	八%
四四一〇・三一	<ul style="list-style-type: none"> 一 板状のもの 二 その他のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 八% 一〇%

四四一〇・三二	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの		
四四一〇・三三	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの		
四四一〇・三九	一 板状のもの 二 その他のもの	一〇%	八%
四四一〇・九〇	その他のもの		
四四一〇・九〇	一 板状のもの 二 その他のもの	一〇%	八%
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） ミディアムデンシファイバーボード（MDF） 厚さが五ミリメートル以下のもの		
四四一一・一一	一 密度が一立方センチメートルにつき き〇・八グラムを超えるもの	五・二%	
四四一一・一九	二 密度が一立方センチメートルにつき き〇・五グラムを超えるもの	三・五%	
四四一一・二二	厚さが五ミリメートルを超え九ミリメートル以下のもの 一 密度が一立方センチメートルにつき		
四四一一・三三	密度が一立方センチメートルにつき		

四四・一一・九二	四四・一一・九三	四四・一一・九四	四四・一一	四四・一一・一〇	四四・一一・一〇
その他のもの	密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの	密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超えるもの	密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラム以下のももの	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	竹製のもの
厚さが九ミリメートルを超えるもの	一 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの	二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のももの	一 合板（木材の単板のみから成るもの） （一）少なくとも一の外面の単板がダー クレッドメラランチ、ライトレッド メラランチ、ホワイトラワン、シポ 、リンバ、オクメ、オベチエ、ア カジョアフリカ、サペリ、バイロ	一 合板（木材の単板のみから成るもの） で各単板の厚さが六ミリメートル以 下のものに限る。）	一 合板（木材の単板のみから成るもの） で各単板の厚さが六ミリメートル以 下のものに限る。）
五・二%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%

四四・一一・二九	四四・一一・三九	四四・一一・九一	四四・一一・九二	四四・一一・一三	四四・一一・一三
その他のもの	繊維板（密度が一立方センチメートルにつ き〇・三五グラムを超える〇・五グラム以下 のものに限る。）	機械加工をしておらず、かつ、表面を被 覆してないもの	その他のもの	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	合板（木材の単板のみから成るもので各単 板の厚さが六ミリメートル以下のものに限 る。）
一 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの	二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のももの	一 ワニス塗装、プリント、溝付け、 オーバーレイその他これらに類す る表面加工をしたもの	一 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの	一 合板（木材の単板のみから成るもの） で各単板の厚さが六ミリメートル以 下のものに限る。）	一 合板（木材の単板のみから成るもの） で各単板の厚さが六ミリメートル以 下のものに限る。）
三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%

四四二一・三二	<p>二 其他のもの</p> <p>(一) 集成材</p> <p>(二) 其他のもの</p> <p>其他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</p> <p>一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</p> <p>(一) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</p>	<p>一五%</p> <p>二〇%</p>
四四二一・三三	<p>二 其他のもの</p> <p>(一) 集成材</p> <p>(二) 其他のもの</p> <p>其他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</p> <p>一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</p> <p>(一) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</p>	<p>一五%</p> <p>二〇%</p>

四四二一・九二	<p>二 其他のもの</p> <p>(一) 集成材</p> <p>(二) 其他のもの</p> <p>其他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</p> <p>一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</p> <p>(一) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</p>	<p>一五%</p> <p>二〇%</p>
四四二一・九三	<p>二 其他のもの</p> <p>(一) 集成材</p> <p>(二) 其他のもの</p> <p>其他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</p> <p>一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</p> <p>(一) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</p>	<p>一五%</p> <p>二〇%</p>

四四二二・三九	その他のもの (一) 厚さが六ミリメートル未満のもの (二) その他のもの	一〇% 一五%
四四二二・三九	その他のもの 一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの (一) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの (二) その他のもの 二 その他のもの	一〇% 一五%
四四二二・九四	その他のもの ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード 一 集成材 二 その他のもの	一五% 二〇%
四四二二・九九	その他のもの 一 集成材 二 その他のもの	一五% 二〇%

四四二二・九九	その他のもの 一 集成材 二 その他のもの	一五% 二〇%
	その他のもの	二〇%

<p>四四・一八</p> <p>木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）</p> <p>四四一八・一〇 （省 略）</p> <p>四四一八・二〇 （省 略）</p> <p>四四一八・四〇 （省 略）</p> <p>四四一八・五〇 （省 略）</p> <p>四四一八・六〇 （省 略）</p> <p>四四一八・七二 （省 略）</p> <p>四四一八・七九 （省 略）</p> <p>四四一八・九〇 （省 略）</p> <p>組み合わせた床用パネル</p> <p>くい及びはり</p> <p>モザイク状の床用のもの</p> <p>その他のもの（多層のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>（省 略）</p> <p>三・九%</p> <p>三・九%</p> <p>三・九%</p> <p>三・九%</p>	<p>注</p> <p>1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーゾア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラファイアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第五四類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。</p> <p>2及び3 （省 略）</p> <p>第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物</p>
--	--

<p>四四・一八</p> <p>木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）</p> <p>四四一八・一〇 同 上</p> <p>四四一八・二〇 同 上</p> <p>四四一八・三〇 寄せ木パネル</p> <p>四四一八・四〇 同 上</p> <p>四四一八・五〇 同 上</p> <p>四四一八・九〇 同 上</p> <p>三・九%</p>	<p>注</p> <p>1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーゾア、柳、竹、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラファイアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第五四類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。</p> <p>2及び3 同 上</p> <p>第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物</p>
--	---

四六〇一・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	
四六〇一・二二	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	
四六〇一・二二	竹製のもの	三・九%
四六〇一・二二	とう製のもの	三・九%
四六〇一・二九	その他のもの	三・九%
	一 いぐさ製又は七島製のもの	六%
	二 その他のもの	三・九%
	その他のもの	
四六〇一・九二	竹製のもの	三・九%
四六〇一・九三	とう製のもの	三・九%
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの	
	一 むしろ、こも及びアンペラ	無税
	二 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）	三%
	三 その他のもの	
	（一） いぐさ製又は七島製のもの	六%
	（二） その他のもの	三・九%
四六〇一・九九	その他のもの	
	一 さなだその他これに類する組物材	

四六〇一・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	
四六〇一・二〇	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	
	一 いぐさ製又は七島製のもの	六%
	二 その他のもの	三・九%
	その他のもの	
四六〇一・九一	植物性材料製のもの	
	一 むしろ、こも及びアンペラ	無税
	二 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）	三%
	三 その他のもの	
	（一） いぐさ製又は七島製のもの	六%
	（二） その他のもの	三・九%
四六〇一・九九	その他のもの	
	一 さなだその他これに類する組物材	

<p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(m) (省 略)</p> <p>(n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく(主として第一四部又は第一五部に属する。)</p> <p>(o)及び(p) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙(サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグラウンド木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇%以上で、パーカープリントサーフ(クランプ圧一メガパスカル)による各面の平滑度が二・五マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上六五グラム以下であるものをいう。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>9 第四八・一四項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。</p> <p>(a)～(c) (省 略)</p> <p>紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第四八・二三項に属する。</p> <p>10～12 (省 略)</p>	<p>四八〇二・六一</p> <p>四八〇二・六一</p> <p>四八〇二・六一</p> <p>折り畳んでない状態において一辺の長さ</p> <p>ロール状のもの</p> <p>一 カーボン原紙</p> <p>二 その他のもの</p> <p>二・二%</p> <p>無税</p>
--	---

<p>1 同 上</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(m) 同 上</p> <p>(n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく(第一五部参照)</p> <p>(o)及び(p) 同 上</p> <p>3 同 上</p> <p>4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙(サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグラウンド木材パルプの含有量が全繊維重量の六五%以上で、パーカープリントサーフ(クランプ圧一メガパスカル)による各面の平滑度が二・五マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上六五グラム以下であるものをいう。</p> <p>5～8 同 上</p> <p>9 第四八・一四項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。</p> <p>(a)～(c) 同 上</p> <p>紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第四八・一五項に属する。</p> <p>10～12 同 上</p>	<p>四八〇二・三〇</p> <p>四八〇二・六一</p> <p>四八〇二・六一</p> <p>折り畳んでない状態において一辺の長さ</p> <p>カーボン原紙</p> <p>ロール状のもの</p> <p>二・二%</p> <p>無税</p>
---	---

<p>が四三五ミリメートル以下で、その他の 辺の長さが二九七ミリメートル以下のシ ート状のもの</p>	<p>四八〇二・六九</p>	<p>二・二% 無税</p>
<p>一 カーボン原紙 二 その他のもの</p>	<p>四八〇二・六九</p>	<p>二・二% 無税</p>
<p>その他のもの 一 カーボン紙 二 その他のもの</p>	<p>四八〇九・九〇</p>	<p>三・四% 無税</p>
<p>が四三五ミリメートル以下で、その他の 辺の長さが二九七ミリメートル以下のシ ート状のもの</p>	<p>四八〇二・六九</p>	<p>無税</p>
<p>カーボン紙その他これに類する複写紙 一 カーボン紙 二 その他のもの</p>	<p>四八〇九・一〇</p>	<p>三・四% 無税</p>
<p>その他のもの 壁紙その他これに類する壁面被覆材（組物 材料で表を覆った紙から成るものに限るも のとし、当該組物材料を平行につなぎ又は 織つてあるかないかを問わない。）</p>	<p>四八〇九・九〇</p>	<p>無税</p>
<p>紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大き さに切つてあるかないかを問わない。）</p>	<p>四八一五・〇〇</p>	<p>三・四% 無税</p>
<p>カーボン紙その他これに類する複写紙</p>	<p>四八一六・一〇</p>	<p>三・四% 無税</p>

<p>四八・二三</p>	<p>その他の紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品</p>	<p>二・九%</p>
<p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）並びに馬毛及びそのくず（第〇五・一一項参照）</p> <p>(b) (d) (省略)</p>	<p>第一一部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>四八二三・六一 四八二三・六九 四八二三・七〇 四八二三・九〇</p> <p>（省略） （省略） （省略）</p> <p>紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品 竹製のもの その他のもの</p> <p>二・九% 二・九%</p>	

<p>四八一六・三〇</p>	<p>謄写版原紙</p> <p>その他の紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品</p> <p>粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリツプ状又はロール状のものに限る。） セルフアドヒーシブのもの その他のもの</p>	<p>三・四%</p>
<p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）並びに馬毛及びそのくず（第〇五・〇三項参照）</p> <p>(b) (d) 同上</p>	<p>第一一部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>四八二三・一九 四八二三・二〇 四八二三・四〇 四八二三・六〇</p> <p>同上 同上 同上</p> <p>紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品</p> <p>二・九%</p>	

(e) 第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品及び第三三・〇六項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）

(f) (v) (省略)

2 (省略)

13| この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）

()で、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るものをいう。

14| (省略)

号注

1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)| (省略)

(b)| (省略)

(c)| (省略)

(a)から(c)までの規定は、単繊維及び第五四類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(d)| (省略)

(e)| (省略)

(f)| (省略)

(e) 第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品（例えば、脱脂綿、ガーゼ

、包帯その他これらに類する医療用又は獣医用の物品及び殺菌した外科用縫合材）及び第三三・〇六項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）

(f) (v) 同上

2 (同上)

13| 同上

号注

1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)| 「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るものをいう。

(b)| 同上

(c)| 同上

(d)| 同上

(a)から(d)までの規定は、単繊維及び第五四類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(e)| 同上

(f)| 同上

(g)| 同上

	<p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）及び馬毛（第〇五・一一項参照）を除く。</p>	<p>2 (省略)</p> <p>(g) (省略)</p> <p>(h) (省略)</p> <p>(a) から (h) までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p>(d) から (h) までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</p> <p>(ij) (省略)</p>
	<p>第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>五〇〇三・〇〇 絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）</p> <p>無税</p>	

<p>五二〇八・五三</p> <p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>五・六%（その率が四・四%及び一平方メー</p>	<p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 同上</p> <p>(b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）及び馬毛（第〇五・〇三項参照）を除く。</p>	<p>2 同上</p> <p>(h) 同上</p> <p>(ij) 同上</p> <p>(a) から (ij) までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p>(e) から (ij) までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</p> <p>(k) 同上</p>
	<p>第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>五〇〇三・〇一〇 絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）</p> <p>五〇〇三・九〇 カード及びコームのいずれもしてないもの</p> <p>その他のもの</p> <p>無税</p>	

五二一〇・二二一

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

三 その他のもの

併用の税率
より低いと
きは、当該
従価従量併
用の税率）

一・二%

八・四%
五・六%（
その率が四
・四%及び
一平方メー
トルにつき
一円五二銭
の従価従量
併用の税率
より低いと
きは、当該

五二一〇・四二

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

一 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

三 その他のもの

従価従量併用の税率)

一一・二%

八・四%

五・六%（

その率が四

・四%及び

一平方メー

トルにつき

一円五二銭

の従価従量

併用の税率

より低いと

きは、当該

従価従量併

用の税率)

五二・一一	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき
-------	--

五二・一一	五二一〇・五二	<p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>三 その他のもの</p>	<p>一一・二%</p> <p>八・四%</p> <p>五・六%</p> <p>その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量の併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)</p>
-------	---------	---	--

二〇〇グラムを超えるものに限る。
漂白してないもの

(省略)

五二二・一一
～
五二二・一九
五二二・二〇

漂白したもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたもの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

一・二%	一平方メートルにつき 一円五二銭	その率が四・四%及び 一平方メートルにつき 一円五二銭	併用の税率 より低いと きは、当該 従価従量併 用の税率)
------	---------------------	-----------------------------------	---

二〇〇グラムを超えるものに限る。
漂白してないもの

同上

五二二・一一
～
五二二・一九
五二二・二〇

平織りしたもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたもの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

一・二%	一平方メートルにつき 一円五二銭	その率が四・四%及び 一平方メートルにつき 一円五二銭	併用の税率 より低いと きは、当該 従価従量併 用の税率)
------	---------------------	-----------------------------------	---

<p>五三・〇五 五三〇五・〇〇</p>	<p>ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）</p>	<p>無税</p>
<p>第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品</p> <p>注 1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。 (a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもので、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解することにより得たポリ（ビニルアルコール）） (b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、銅アンモニアレーン）</p>		

<p>五三〇四・一〇 五三〇四・九〇 五三・〇五</p>	<p>サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維（生のものに限る。） その他のもの ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。） ココヤシのもの（コイヤ） 生のもの その他のもの アバカのもの 生のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>
<p>第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物</p> <p>注 1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。 (a) 有機単量体の重合により製造した短繊維又は長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもので） (b) 繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維又は長繊維（例えば、ビ</p>		

<p>キュプラ）及びビスコースレーヨン）、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、アセテート及びアルギネート）</p> <p>この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。</p> <p>人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>五四・〇二</p> <p>合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p> <p>強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）</p> <p>アラミドのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>三 その他のもの</p> <p>四・八%</p> <p>八%</p> <p>六%</p> <p>四%</p> <p>五四〇二・二〇</p> <p>強力糸（ポリエステルのものに限る。）</p>
--	--

<p>スコースレーヨン、アセテート、キュプラ及びアルギネート）</p> <p>この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。</p> <p>人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。</p> <p>2 同上</p>	<p>五四・〇二</p> <p>合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p> <p>強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) アラミド繊維のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>四・八%</p> <p>八%</p> <p>六%</p> <p>四%</p> <p>五四〇二・二〇</p> <p>強力糸（ポリエステルのものに限る。）</p>
--	--

<p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>六%</p>
<p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>八%</p>
<p>テクスチャード加工系</p>	<p>四・八%</p>
<p>ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>六%</p>
<p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>八%</p>
<p>ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>六%</p>
<p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p>	<p>八%</p>

五四〇二・三二

五四〇二・三一

<p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>六%</p>
<p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>八%</p>
<p>テクスチャード加工系</p>	<p>四・八%</p>
<p>ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>六%</p>
<p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>八%</p>
<p>ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>六%</p>
<p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p>	<p>八%</p>

五四〇二・三二

五四〇二・三一

五四〇二・三三

(二) その他のもの
ポリエステルのも

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

ポリプロピレンのもの

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

その他のもの

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）

四・八%

六%

四・八%

八%

六%

四・八%

八%

六%

四・八%

八%

五四〇二・三三

(二) その他のもの
ポリエステルのも

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

その他のもの

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）

四・八%

六%

四・八%

八%

六%

四・八%

八%

六%

四・八%

八%

五四〇二・四四

弾性を有するもの

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

六%

二 その他のもの

(一) アラミド繊維のもの

四%

(二) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(三) その他のもの

その他のもの(ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

四・八%

二 その他のもの

(一) アラミド繊維のもの

六%

(二) その他のもの

A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

B その他のもの

その他のもの(ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。)

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

四%

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

その他のもの

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

四・八%

その他のもの

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

六%

その他のもの

合成繊維又はこれとアセテート

六%

その他のもの

合成繊維又はこれとアセテート

六%

五四〇二・四一

ナイロンその他のポリアミドのもの

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

六%

二 その他のもの

(一) アラミド繊維のもの

四%

(二) その他のもの

A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

B その他のもの

その他のもの(部分的に配向性を与えたものに限る。)

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

四・八%

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

その他のもの

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

六%

その他のもの

合成繊維又はこれとアセテート

六%

その他のもの

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

四・八%

その他のもの

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

六%

その他のもの

合成繊維又はこれとアセテート

六%

その他のもの

合成繊維又はこれとアセテート

八%

その他のもの

合成繊維又はこれとアセテート

八%

	<p>五四〇二・四九</p> <p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>	<p>五四〇二・四八</p> <p>その他のもの(ポリプロピレンのものに限る。)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>	<p>五四〇二・四七</p> <p>その他のもの(ポリエステルのものに限る。)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>(二) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>
	<p>六%</p> <p>四・八%</p> <p>八%</p> <p>六%</p>	<p>四・八%</p> <p>八%</p> <p>六%</p>	<p>四・八%</p> <p>八%</p>

	<p>五四〇二・四九</p> <p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>	<p>(二) その他のもの</p>
	<p>六%</p>	<p>四・八%</p>

五四〇二・五九	<p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>四・八%</p> <p>八%</p> <p>六%</p> <p>八%</p> <p>六%</p> <p>八%</p>
五四〇二・五一	<p>その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）</p> <p>ナイロンその他のポリアミドのもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>ポリエステルのも</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>八%</p> <p>四・八%</p> <p>六%</p> <p>八%</p> <p>四・八%</p> <p>八%</p> <p>六%</p> <p>八%</p>

五四〇二・五九	<p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>四・八%</p> <p>八%</p> <p>六%</p> <p>八%</p> <p>六%</p> <p>八%</p>
五四〇二・五一	<p>その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）</p> <p>ナイロンその他のポリアミドのもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>ポリエステルのも</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>八%</p> <p>四・八%</p> <p>六%</p> <p>八%</p> <p>四・八%</p> <p>八%</p> <p>六%</p> <p>八%</p>

五四〇二・六一	<p>その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン</p> <p>ナイロンその他のポリアミドのもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	四・八%
五四〇二・六二	<p>ポリエステル</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	四・八%
五四〇二・六九	<p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	四・八%

五四〇二・六一	<p>その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン</p> <p>ナイロンその他のポリアミドのもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	四・八%
五四〇二・六二	<p>ポリエステル</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	四・八%
五四〇二・六九	<p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	四・八%

五四・〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	五四〇三・一〇	（省略）
五四〇三・三二	その他の単糸 ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき二二〇以下のものに限る。）	一（省略） 二 その他のもの	（一）アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。）
五四〇三・三二	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき二二〇を超えるものに限る。）	一（省略）	四・八% 八%

五四・〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	五四〇三・一〇	同上
五四〇三・二〇	テクスチャード加工糸	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	六%
五四〇三・三二	その他の単糸 ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき二二〇以下のものに限る。）	一 同上 二 その他のもの	四・八% 八%
五四〇三・三二	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき二二〇を超えるものに限る。）	一 同上	四・八%

五四〇三・三三 五四〇三・三九 (省 略)	五四〇三・四一 一 (省 略) 二 その他のもの	二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの(テクスチャード加工系に限る。)	四・八% 八%
五四〇三・四二 五四〇三・四九 五四・〇四 (省 略) (省 略) (省 略)	二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの(テクスチャード加工系に限る。)	二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの(テクスチャード加工系に限る。)	四・八% 八%
合成繊維の単繊維(六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。)及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品(例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。)	単繊維		

五四〇三・三三 五四〇三・三九 同上	五四〇三・四一 一 同上 二 その他のもの	二 その他のもの	四・八%
五四〇三・四二 五四〇三・四九 五四・〇四 同上 同上	二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの(テクスチャード加工系に限る。)	二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの(テクスチャード加工系に限る。)	四・八% 八%
合成繊維の単繊維(六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。)及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品(例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。)	単繊維		

五五〇四・一一	弾性を有するもの	八%
五五〇四・一二	その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）	八%
五五〇四・一九	その他のもの	八%
五五〇四・九〇	（省略）	
五四・〇六	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
五四〇六・〇〇	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	二 その他のもの	
	（一） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	七%
	（二） その他のもの	四・二%
五五〇一・三〇	（省略）	
五五〇一・四〇	ポリプロピレンのもの	八%

五五〇四・九〇	同上	
五四・〇六	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
五四〇六・一〇	合成繊維の長繊維の糸	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	二 その他のもの	
	（一） 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	七%
	（二） その他のもの	四・二%
五四〇六・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	二 その他のもの	
	（一） アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	七%
	（二） その他のもの	四・二%
五五〇一・三〇	同上	

五五・〇三	合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	八%
五五〇三・一一	ナイロンその他のポリアミドのもの	八%
五五〇三・一九	アラミドのもの	八%
五五〇三・二〇	その他のもの	八%
五五〇三・九〇	(省略)	八%

五五・〇三	合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	八%
五五〇三・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八%
五五〇三・二〇	同上	八%
五五〇三・九〇	同上	八%
五五一一・三・二二	ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む）のものに限る。）	八%
五五一一・三・三三	ポリエステル短繊維のその他の織物	八%

八%	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
八%	その他のもの	一〇%

五五・三三・三九

その他の織物

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）

A ポリエステルの短繊維のもの

B その他のもの

(二) その他のもの

一〇%

八%

一六%

八%

五五・三三・三九

その他の織物

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）

(二) その他のもの

五五・三三・四二

ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む）のものに限る。）

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

ポリエステル短繊維のその他の織物

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

一〇%

一六%

八%

一〇%

八%

一〇%

五五・一四九

その他の織物

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）

A ポリエステルの短繊維のもの

B その他のもの

(二) その他のもの

五五・一四
合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）

漂白してないもの及び漂白したもの

五五・一四・一一

五五・一四・一二

(省略)
(省略)
(省略)

一〇%

八%

一六%

八%

五五・一四九

その他の織物

二 その他のもの

一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）

(二) その他のもの

五五・一四
合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）

漂白してないもの及び漂白したもの

五五・一四・一一

五五・一四・一二

五五・一四・一三

同上
同上
同上
ポリエステルの短繊維のその他の織物

八%

一〇%

一六%

八%

二| その他のもの

(一)| ポリエステルの短繊維のもの

(二)| その他のもの

A| 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全

重量の五〇%を超えるもの及び

経緯糸のうちいずれか一方がこ

れらの繊維のもの（特定合成繊

維又はこれとアセテート繊維を

合わせたものの重量が全重量の

五〇%を超えるもの及び経緯糸

のうちいずれか一方がこれらの

繊維のものを除く。）

B| その他のもの

八|

一六|

八|

五五| 一四・三二

五五| 一四・三三

五五| 一四・三九

一| 絹の重量が全重量の一〇%を超え

るもの

二| その他のもの

ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織

り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む

）のものに限る。）

一| 絹の重量が全重量の一〇%を超え

るもの

二| その他のもの

ポリエステル短繊維のその他の織物

一| 絹の重量が全重量の一〇%を超え

るもの

二| その他のもの

その他の織物

一| 絹の重量が全重量の一〇%を超え

るもの

二| その他のもの

(一)| 合成繊維又はこれとアセテート

繊維を合わせたものの重量が全

重量の五〇%を超えるもの及び

経緯糸のうちいずれか一方がこ

れらの繊維のもの（特定合成繊

維又はこれとアセテート繊維を

合わせたものの重量が全重量の

五〇%を超えるもの及び経緯糸

のうちいずれか一方がこれらの

繊維のものを除く。）

一〇|

八|

一〇|

八|

一〇|

八|

一〇|

一六|

注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (d) (省略)	第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	五五二四・四一 ~ 五五二四・四九 (省略)	なせんしたもの (省略)

注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (d) 同上	第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	五五二四・四一 ~ 五五二四・四九 同上	(二) その他のもの なせんしたもの 同上	八%
	(二) その他のもの 繊維のものを除く。 のうちいずれか一方がこれらの 五〇%を超えるもの及び経緯糸 合わせたものの重量が全重量の 一六% 八%	(一) 合成繊維又はこれとアセテート 繊維を合わせたものの重量が全 重量の五〇%を超えるもの及び 経緯糸のうちいずれか一方がこ れらの繊維のもの(特定合成織 維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の 一〇% 一〇%	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織 獣毛のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超え るもの 二 その他のもの	八%

<p>(e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの（主として第一四部又は第一五部に属する。）</p> <p>2 4 (省略)</p>	<p>五六〇四・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限り。）</p> <p>(一) アラミド繊維のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 染み込ませ又は塗布したもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>二 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの</p> <p>三 その他のもの</p> <p>(一) 綿製のもの</p>	<p>その率が一</p> <p>二・八%</p> <p>三・九%</p> <p>八%</p> <p>三・九%</p> <p>四%</p>
---	---	--

<p>(e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第一五部参照）</p> <p>2 4 同上</p>	<p>五六〇四・二〇</p> <p>五六〇四・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限り。）</p> <p>(一) アラミド繊維のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) ゴムを染み込ませ又は塗布したものの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>一 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 綿製のもの</p>	<p>その率が一</p> <p>二・八%</p> <p>三・九%</p> <p>八%</p> <p>三・九%</p> <p>四%</p>
--	--	--

<p>にしたものを除く。）</p> <p>一 綿製のもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>一三・四%</p> <p>九・六%</p>
<p>その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）</p> <p>（省略）</p> <p>五七〇二・九一 ～ 五七〇二・九九</p> <p>五八・〇三 五八〇三・〇〇</p>	<p>もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）</p> <p>一 綿製のもの</p> <p>（一） 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>（二） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>（三） その他のもの</p> <p>二 絹製のもの</p> <p>（一） 絹ノイル製のもの</p>
<p>四・五%</p> <p>六・七%</p>	<p>九%</p>

<p>にしたものを除く。）</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>人造繊維材料製のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>一 綿製のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）</p> <p>同上</p> <p>五七〇二・五九 五七〇二・九一 ～ 五七〇二・九九</p> <p>五八・〇三 五八〇三・一〇</p>	<p>一三・四%</p> <p>九・六%</p> <p>九・六%</p> <p>一三・四%</p> <p>九・六%</p>
<p>もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）</p> <p>綿製のもの</p> <p>一 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>三 その他のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>一 絹製のもの</p> <p>（一） 絹ノイル製のもの</p>	<p>五八〇三・九〇</p>
<p>四・五%</p> <p>六・七%</p>	<p>九%</p>

<p>注</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 第五九・〇七項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(g) (省略)</p> <p>(h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの(主として第一四部又は第一五部に属する。)</p> <p>6及び7 (省略)</p>	<p>第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品</p>	<p>A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>三 その他のもの</p>	<p>一〇% 八% 一一・五% 一〇% 八%</p>
---	---	---	--

<p>注</p> <p>1～4 同上</p> <p>5 第五九・〇七項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(g) 同上</p> <p>(h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの(第一五部参照)</p> <p>6及び7 同上</p>	<p>第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品</p>	<p>A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>一〇% 八% 一一・五% 一〇% 八%</p>
--	---	---	--

<p>六〇〇五・一〇</p> <p>六一〇一・一〇</p>	<p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したものと及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>九・六%</p> <p>一六・八%</p> <p>一四%</p>
-------------------------------	--	-------------------------------------

六一〇三・二二	<p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>スーツ</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>六一〇三・一〇</p> <p>一六・八%</p> <p>一四%</p>
---------	---	--

六一〇三・二二	<p>男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>スーツ</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>アンサンブル</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>合成繊維製のもの</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>六一〇三・一三</p> <p>一六・八%</p> <p>一四%</p> <p>一六・八%</p> <p>一四%</p> <p>一六・八%</p> <p>一四%</p> <p>一六・八%</p> <p>一四%</p>
---------	--	--

六一〇四・一一

羊毛製又は織獣毛製のもの

一| ししゅうしたもの、レースを使用

したものと及び模様編みの組織を有するもの

二| その他のもの

六一〇四・一二

綿製のもの

一| ししゅうしたもの、レースを使用

したものと及び模様編みの組織を有するもの

二| その他のもの

六一〇四・二一

羊毛製又は織獣毛製のもの

一| ししゅうしたもの、レースを使用

したものと及び模様編みの組織を有するもの

二| その他のもの

六一〇七・九二

人造繊維製のもの

一| バスローブ、ドレッシングガウン

その他これらに類する製品

(一)| ししゅうしたもの、レースを使用

したものと及び模様編みの組織を有するもの

(二)| その他のもの

一六・八%

一四%

一六・八%

一四%

一六・八%

一四%

一六・八%

一四%

		六二二・九〇	
	六二二・九〇 その他の紡織用繊維製のもの 一 (省略) 二 (省略) 三 その他のもの (一) (省略) (二) その他のもの A 羊毛製又は織獣毛製のもの B その他のもの		
	一三% 一四%		
六二四・一〇		六二二・九〇	六二二・一〇
羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用し たもの及び模様編みの組織を有する	六二二・九〇 その他の紡織用繊維製のもの 一 同上 二 同上 三 その他のもの (一) 同上 (二) その他のもの		二 その他のもの 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 手袋、ミトン及びビット 二 パンテイス、トッキング、タイツ、ス トッキング、ソックスその他の靴下 類 (一) パンテイス、トッキング及びタイツ (二) その他のもの 三 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レースを使用 したものと及び模様編みの組織を有 するもの (二) その他のもの
	一四%	一六・八% 一三%	一・二% 六・四% 一・二% 六・四%

六一・四・九〇

その他の紡織用繊維製のもの

- 一 ししゅうしたものの、レースを使用したものの及び模様編みの組織を有するもの

(一) 羊毛製又は織獣毛製のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) 羊毛製又は織獣毛製のもの

(二) その他のもの

六一・一五

パンテイスティング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）。

六一・一五・一〇

段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）

一 パンテイスティング及びタイツ

二 その他のもの

(一) 綿製のもの

(二) 合成繊維製のもの

A 女子用の長靴下（構成する単糸

が六七デシテックス未満のもの

一・二%

九%

一六・五%

一四%

一三・五%

二・六%

六一・四・九〇

その他の紡織用繊維製のもの

- 一 ししゅうしたものの、レースを使用したものの及び模様編みの組織を有するもの

(一) 羊毛製又は織獣毛製のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

六一・一五

パンテイスティング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

もの

二 その他のもの

一六・五%

一三・五%

一四%

二・六%

六二一五・二二	その他のパンティストッキング及びタイツ	六・四%	九・六%
六二一五・二二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	六	
六二一五・二二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）	六・四%	
六二一五・二二	その他の紡織用繊維製のもの	六	
六二一五・二二	その他の女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	六・四%	八%
六二一五・三〇	一 合成繊維製のもの	九・六%	
	二 綿製のもの	九%	
	三 その他のもの	六・四%	
	その他のもの		
六二一五・九四	羊毛製又は織獣毛製のもの	六・四%	
六二一五・九五	綿製のもの	九%	
六二一五・九六	合成繊維製のもの	八%	
六二一五・九九	その他の紡織用繊維製のもの	六%	

六二一五・二二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	六	
六二一五・二二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）	六・四%	
六二一五・二二	その他の紡織用繊維製のもの	六	
六二一五・二二	その他の女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	六・四%	八%
六二一五・三〇	一 合成繊維製のもの	九・六%	
	二 綿製のもの	九%	
	三 その他のもの	六・四%	
	その他のもの		
六二一五・九四	羊毛製又は織獣毛製のもの	六・四%	
六二一五・九五	綿製のもの	九%	
六二一五・九六	合成繊維製のもの	八%	
六二一五・九九	その他の紡織用繊維製のもの	六%	
六二一七・二〇	ネクタイ		
	一 ししゅうしたもの、レースを使用し		

六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 一 (省略)			六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 一同上	
六二〇三・二二	たもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの			六二〇三・二二	二 その他のもの	一六・八% 一一・二%
六二〇五・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの			六二〇五・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一一・二%
六二〇七・九二	人造繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの			六二〇七・九二	人造繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六%
六二〇九・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 手袋、ミトン及びニット並びにパンテイスツキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 二 その他のもの (一) 毛皮付きのもの (二) その他のもの			六二〇九・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 手袋、ミトン及びニット並びにパンテイスツキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 二 その他のもの (一) 毛皮付きのもの (二) その他のもの	九% 一一・二% 七・八%

六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限り。）並びにキャンプ用品								
六三〇六・一二	ターポリン及び日よけ								
六三〇六・一九	その他の繊維用繊維製のもの	六・七%							
六三〇六・二二	(省略)								
六三〇六・二九	その他の繊維用繊維製のもの	六・七%							
六三〇六・三〇	帆	四・八%							
六三〇六・三〇	一 綿製のもの	四・八%							
六三〇六・四〇	二 その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・四〇	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・四一	その他の繊維用繊維製のもの	六・七%							
六三〇六・四九	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限り。）並びにキャンプ用品								
六三〇六・一一	ターポリン及び日よけ								
六三〇六・一二	綿製のもの	六・七%							
六三〇六・一九	同上	四・八%							
六三〇六・二二	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・二九	同上	四・八%							
六三〇六・三〇	帆	四・八%							
六三〇六・三〇	一 合成繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・三九	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・四一	その他の繊維用繊維製のもの	六・七%							
六三〇六・四九	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限り。）並びにキャンプ用品								
六三〇六・一一	ターポリン及び日よけ								
六三〇六・一二	綿製のもの	六・七%							
六三〇六・一九	同上	四・八%							
六三〇六・二二	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・二九	同上	四・八%							
六三〇六・三〇	帆	四・八%							
六三〇六・三〇	一 合成繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・三九	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・四一	その他の繊維用繊維製のもの	六・七%							
六三〇六・四九	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限り。）並びにキャンプ用品								
六三〇六・一一	ターポリン及び日よけ								
六三〇六・一二	綿製のもの	六・七%							
六三〇六・一九	同上	四・八%							
六三〇六・二二	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・二九	同上	四・八%							
六三〇六・三〇	帆	四・八%							
六三〇六・三〇	一 合成繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・三九	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							
六三〇六・四一	その他の繊維用繊維製のもの	六・七%							
六三〇六・四九	その他の繊維用繊維製のもの	四・八%							

六三〇六・九一
六三〇六・九九

(省略)
(省略)

六三〇六・九一
六三〇六・九九
六四〇一・九一

同上
同上

ひざを覆うもの

二〇%

その他の履物(保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。)

二〇%

六四〇三・三〇

履物(ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トキヤップを有するものを除く。)

一 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザ製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)

六〇%(その率が一足につき四、

八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従

量税率)

二 その他のもの

(一) スリッパ
(二) その他のもの

三〇% (その率が一足につき四、

六八・一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品		
六八一・四〇	石綿を含有するもの		
六八一・八一	石綿を含有しないもの 波板		
六五〇六・九九	その他の材料製のもの 一 (省 略) 二 毛皮製のもの 三 その他のもの	六・六% 五・三%	
六五・〇三			八〇〇円の 従量税率よ り低いとき は、当該従 量税率)
六五〇三・〇〇	フェルト製の帽子(第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)		七%
六五〇六・九二	毛皮製のもの	六・六%	
六五〇六・九九	その他の材料製のもの		
六六〇三・一〇	一 同上 二 その他のもの	五・三%	
六八〇二・二二	握り その他の石灰質の石	六・四%	
六八・一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品		
六八一・一〇	波板		
六八一・二〇	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品		
三・九%		三・九%	

六八・一一・八二	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	三・九%
六八・一一・八三	管及び管用継手	三・九%
六八・一一・八九	その他の製品	三・九%
六八・一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）	三・九%
六八・一二・八〇	クロシドライト製のもの	三・九%
六八・一二・九一	その他のもの	三・九%
六八・一二・九二	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	三・九%
六八・一二・九三	紙、厚紙及びフェルト	三・九%
六八・一二・九九	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	三・九%
六八・一三	その他のもの	三・九%
六八・一三・二〇	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせるかないかを問わない。）	三・九%
六八・一三・二〇	石綿を含有するもの	三・九%

六八・一一・三〇	管及び管用継手	三・九%
六八・一一・九〇	その他の製品	三・九%
六八・一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）	三・九%
六八・一二・五〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	三・九%
六八・一二・六〇	紙、厚紙及びフェルト	三・九%
六八・一二・七〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	三・九%
六八・一二・九〇	その他のもの	三・九%
六八・一三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせるかないかを問わない。）	三・九%
六八・一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド	三・九%

<p>六八・一三・八一</p>	<p>一 自動車の部分品 二 その他のもの 石綿を含有しないもの ブレーキライニング及びブレーキパッド</p>	<p>無税 三・四%</p>
<p>六八・一三・八九</p>	<p>一 自動車の部分品 二 その他のもの その他のもの</p>	<p>無税 三・四%</p>
<p>七〇・一三</p>	<p>第七〇類 ガラス及びその製品</p> <p>号注 1 第七〇一三・二二号、第七〇一三・三三号、第七〇一三・四一号及び第七〇一三・九一号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛(PbO)の含有量が全重量の二四%以上のガラスのみをいう。</p>	<p>無税 三・四%</p>
<p>七〇・一三・一〇</p>	<p>ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。)</p>	<p>四・六%</p>
<p>七〇・一三・二二</p>	<p>脚付きグラス類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</p>	<p>四・六%</p>
<p>七〇・一三・二八</p>	<p>鉛ガラス製のもの その他のもの その他のコップ類(ガラスセラミックス製)</p>	<p>四・六%</p>

<p>六八・一三・九〇</p>	<p>一 自動車の部分品 二 その他のもの その他のもの 一 自動車の部分品 二 その他のもの</p>	<p>無税 三・四%</p>
<p>七〇・一三</p>	<p>第七〇類 ガラス及びその製品</p> <p>号注 1 第七〇一三・二二号、第七〇一三・三三号及び第七〇一三・九一号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛(PbO)の含有量が全重量の二四%以上のガラスのみをいう。</p>	<p>無税</p>
<p>七〇・一三・一〇</p>	<p>魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶</p>	<p>四・六%</p>
<p>七〇・一三・二二</p>	<p>ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。)</p>	<p>四・六%</p>
<p>七〇・一三・二九</p>	<p>コップ類(ガラスセラミックス製のものを除く。) 鉛ガラス製のもの その他のもの</p>	<p>四・六%</p>

七二・二五 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。） けい素電気鋼のもの 七二二五・一一 (省 略)	<p>5 7 (省 略)</p> <p>8 第七一・一二項に該当する物品は、第六部の注1(A)に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>9 第七一・一三項において「<u>身辺用細貨類</u>」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章）</p> <p>(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガーケース、シガレットケース、嗅ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠）</p> <p>これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びびんり）。</p> <p>10 及び11 (省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第七一〇・一一号及び第七一〇・一九号において白金には、注4(B)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。</p> <p>3 (省 略)</p>
---	---

七二・二五 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。） けい素電気鋼のもの 七二二五・一一 同 上	<p>5 7 同 上</p> <p>8 第七一・一二項に該当する物品は、第六部の注1(a)に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>9 第七一・一三項において「<u>身辺用細貨類</u>」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。宝石を取り付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び口中剤入れ）</p> <p>10 及び11 同 上</p> <p>号注</p> <p>1 同 上</p> <p>2 第七一〇・一一号及び第七一〇・一九号において白金には、注4(b)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。</p> <p>3 同 上</p>
---	--

七二五・一九	(省略)		七二五・一九	同上	
七二五・三〇	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いたものに限る。)	六・六%	七二五・二〇	高速度鋼のもの	六・六%
七二五・四〇	一 (省略) 二 高速度鋼のもの 三 その他のもの その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いてないものに限る。)	六・六% 四・六%	七二五・三〇	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いたものに限る。)	六・六%
七二五・五〇	一 (省略) 二 高速度鋼のもの 三 その他のもの その他のもの(冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	六・六% 四・六%	七二五・四〇	二 その他のもの その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いてないものに限る。)	四・六%
七二五・九一	亜鉛を電気めつきしたもの 一 (省略) 二 (省略) 三 高速度鋼のもの 四 その他のもの その他のもの	六・六% 四・六%	七二五・九一	亜鉛を電気めつきしたもの 一 同上 二 同上 三 その他のもの	四・六%
七二五・九二	亜鉛をめつきしたもの(電気めつきによるものを除く。)	四・六%	七二五・九二	三 その他のもの 亜鉛をめつきしたもの(電気めつきによるものを除く。)	四・六%

七二九・九〇	その他のもの		
	一 合金工具鋼のもの	五・八%	
	二 高速度鋼のもの	六・六%	
	三 その他のもの	四・六%	
七三・〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）		
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
七三〇四・一一	ステンレス鋼製のもの	五・二%	
七三〇四・一九	その他のもの		
	一 合金鋼製のもの	五・二%	
	二 その他のもの	三・九%	
七三〇四・二二	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ		
七三〇四・二三	ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの）	無税	
七三〇四・二四	その他のドリルパイプ	無税	
七三〇四・二九	その他のもの（ステンレス鋼製のもの）	五・二%	
七三〇四・九〇	（省略）		
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット、接合その他これらに類する接合をしたもの）		
	油又はガスの輸送に使用する種類のライン		
七二九・九〇	その他のもの		
	一 合金工具鋼のもの	五・八%	
	二 その他のもの	四・六%	
七三・〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）		
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
七三〇四・一一	合金鋼製のもの	五・二%	
七三〇四・一九	その他のもの	三・九%	
七三〇四・二二	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ		
七三〇四・二三	ドリルパイプ	無税	
七三〇四・二四	その他のもの		
七三〇四・二九	同上		
七三〇四・九〇	同上		
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット、接合その他これらに類する接合をしたもの）		
	油又はガスの輸送に使用する種類のライン		

七三〇六・一一	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	五・二%
七三〇六・一九	その他のもの	五・二%
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%
七三〇六・二一	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング	
七三〇六・二二	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	五・二%
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%
七三〇六・三〇	その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	三・九%
七三〇六・四〇	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%
七三〇六・五〇	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%
七三〇六・六一	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	
	横断面が正方形又は長方形のもの	
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%
七三〇六・六九	その他のもの（横断面が円形ものを除く。）	
	一 合金鋼製のもの	五・二%

七三〇六・二〇	溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	三・九%
七三〇六・三〇	その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	三・九%
七三〇六・四〇	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%
七三〇六・五〇	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%
七三〇六・六〇	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%
	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング	
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%

七三〇六・九〇	二 其他のもの 一 合金鋼製のもの 二 其他のもの	三・九% 五・二% 三・九%
七三・二一	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスコンロ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） 調理用加熱器具及び皿温め器	
七三二一・一一	(省 略)	
七三二一・一二	(省 略)	
七三二一・一九	其他のもの（固体燃料用のものを含む。）	無税
七三二一・八一	其他の器具	無税
七三二一・八二	(省 略)	
七三二一・八九	其他のもの（固体燃料用のものを含む。）	無税
七三二一・九〇	(省 略)	

七三〇六・九〇	其他のもの 一 合金鋼製のもの 二 其他のもの	五・二% 三・九%
七三二四・一三	其他の機械用ワイヤエンドレスバンド	三・九%
七三一九・一〇	縫針、かがり針及びししゅう針	無税
七三・二一	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスコンロ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） 調理用加熱器具及び皿温め器	
七三二一・一一	同上	
七三二一・一二	同上	
七三二一・一三	固体燃料用のもの	無税
七三二一・八一	其他の器具	無税
七三二一・八二	同上	
七三二一・八三	固体燃料用のもの	無税
七三二一・九〇	同上	

第七四類 銅及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)～(e) (省略)

(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(g)及び(h) (省略)

七四・〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	無税
七四〇一・〇〇		

第七四類 銅及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)～(e) 同上

(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

もつとも、第七四・一四項の線には、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。

(g)及び(h) 同上

七四・〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	無税
七四〇一・一〇		
七四〇一・二〇	セメントカッパー（沈殿銅）	無税
七四〇三・二三	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）	一キログラムにつき 五円
七四〇七・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッ	

<p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (c) (省略)</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第八〇・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。</p>	<p>第七八・〇六</p> <p>第七八〇六・〇〇</p>	<p>その他の鉛製品</p>	<p>一 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>四・六%</p> <p>五・八%</p>
	<p>第七九・〇七</p> <p>第七九〇七・〇〇</p>	<p>その他の亜鉛製品</p>	<p>一 亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>三・八%</p> <p>四・六%</p>
<p>第八〇類 すず及びその製品</p>				

<p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (c) 同上</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第八〇・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。</p>	<p>第七八・〇五</p> <p>第七八〇五・〇〇</p>	<p>鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</p>	<p>五・八%</p>	
	<p>第七八・〇六</p> <p>第七八〇六・〇〇</p>	<p>その他の鉛製品</p>	<p>四・六%</p>	
<p>第七九・〇六</p> <p>第七九〇六・〇〇</p>	<p>亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</p>	<p>三・八%</p>		
<p>第七九・〇七</p> <p>第七九〇七・〇〇</p>	<p>その他の亜鉛製品</p>	<p>四・六%</p>		
<p>第八〇類 すず及びその製品</p>				

<p>(e) (省略)</p>	<p>八〇・〇七 八〇〇七・〇〇</p>	<p>その他のすず製品 一 すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）</p>	<p>三%</p>	<p>の 長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの 長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p>
---------------------	--------------------------	---	-----------	--

<p>(e) 同上</p>	<p>八〇・〇四 八〇〇四・〇〇 八〇・〇五 八〇〇五・〇〇 八〇・〇六 八〇〇六・〇〇 八〇・〇七 八〇〇七・〇〇</p>	<p>すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。） すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。） 、粉及びフレーク すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） その他のすず製品</p>	<p>三% 三・九% 三・九% 四・六%</p>	<p>の 長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの 長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの 第八〇・〇四項又は第八〇・〇五項の板、シート、ストリップ及びしくは、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</p>
-------------------	--	--	---	--

八三二一・九〇	その他のもの	四・六%
八二二二・九二	塊、くず及び粉 一 インジウムのも 二 バナジウムのも 三 その他のもの	三% 五・二% 無税
八一二二・九九	その他のもの 一 ニオブ・チタン合金のもの 二 ゲルマニウムのもの 三 その他のもの	無税 無税 五・二%
	二 二 三 三 四 四 五 五	三・九% 三・九% 四・六% 三・九%

八三二一・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	四・六%
八一二二・九九	その他のもの 一 ニオブ・チタン合金のもの 二 その他のもの	無税 無税
八二二二・九二	塊、くず及び粉 一 インジウムのも	三%
八二二二・四〇	バナジウム	五・二%
八一二二・三〇	ゲルマニウム	無税
八一〇一・九五	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形 材、板、シート、ストリップ及びはく	無税

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

(a) (省 略)

(b) 革製品及びコンポジションレザー製品(第四二・〇五項参照)並びに毛皮製品(第四三・〇三項参照)で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの

(c) (省 略)

(d) (省 略)

2 機械の部分品(第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く。)は、この部の注1、第八四類の注1又は第八五類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所屬を決定する。

(a) 当該部分品は、第八四類又は第八五類のいずれかの項(第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八四・八七項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項、第八五・三八項及び第八五・四八項を除く。)に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。

(b) (省 略)

(c) その他の部分品は、第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項又は第八五・三八項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、第八四・八七項又は第八五・四八項に属する。

3 5 (省 略)

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

(a) 同 上

(b) 革製品及びコンポジションレザー製品(第四二・〇四項参照)並びに毛皮製品(第四三・〇三項参照)で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの

(c) 同 上

(d) 同 上

2 機械の部分品(第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く。)は、この部の注1、第八四類の注1又は第八五類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所屬を決定する。

(a) 当該部分品は、第八四類又は第八五類のいずれかの項(第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八四・八五項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項、第八五・三八項及び第八五・四八項を除く。)に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。

(b) 同 上

(c) その他の部分品は、第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項又は第八五・三八項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、第八四・八五項又は第八五・四八項に属する。

3 5 同 上

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (d) (省 略)

(e) 第八五・〇八項の真空式掃除機

(f) 第八五・〇九項の家庭用電気機器及び第八五・二五項のデジタルカメラ

ラ

(g) (省 略)

2 第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。

(a) (e) (省 略)

第八四・二二項には、次の物品を含まない。

(a) 及び (b) (省 略)

また、第八四・二四項には、インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）を含まない。

3 及び 4 (省 略)

5 (A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。

(i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (d) 同 上

(e) 第八五・〇九項の家庭用電気機器及び第八五・二五項のデジタルカメラ

メラ

(f) 同 上

2 第八四・〇一項から第八四・二四項までに該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項までの該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。

(a) (e) 同 上

第八四・二二項には、次の物品を含まない。

(a) 及び (b) 同 上

また、第八四・二四項には、インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項及び第八四・七一項参照）を含まない。

3 及び 4 同 上

5 (A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。

(a) 次の能力を有するデジタル式機械

(i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。

(ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。

(iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。

(iv) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。

(B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。

(C) (D)及び(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。

(i) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものがあること。

(ii) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。

(iii) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。

(2) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。

(3) 使用者が特定する算術計算を実行すること。

(4) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。

(b) アナログ式機械（計算式を模擬したモデルを作ることができる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの）

(c) ハイブリッド式機械（デジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でデジタル要素を有するもの）

(B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部とみなす。

(a) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものがあること。

(b) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。

(C) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。

(i) 自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属する。

自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属する。

また、(C)(ii)及び(C)(iii)の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第八四・七一項に属する。

(D) 5 (C)の条件を満たす場合であつても、第八四・七一項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。

(i) プリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)

(ii) 音声、画像その他のデータを送受信するための機器(有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))において通信するための機器を含む。)

(iii) 拡声器及びマイクロホン

(iv) テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー

(v) モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機を除く。)

(E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

6
8 (省 略)

9 (A) 第八五類の注8(a)及び8(b)は、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。

(B) この注及び第八四・八六項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は

(D) (B)(b)及び(B)(c)の要件を満たすプリンター、キーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第八四・七一項に属する。

(E) データ処理以外の特定の機能を有する機械で、自動データ処理機械を自蔵するもの及び自動データ処理機械と連係して作動するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

6
8 同 上

<p>印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。</p> <p>(C) 第八四・八六項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。</p> <p>(i) マスク又はレチクルの製造又は修理</p> <p>(ii) 半導体デバイス又は集積回路の組立て</p> <p>(iii) ボール (Ball)、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し</p> <p>(D) 第一六部の注1及び第八四類の注1のものを除くほか、第八四・八六項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p>	<p>八四一八・五〇</p> <p>貯蔵及び展示用のその他の備付品(チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。)</p> <p>無税</p> <p>八四一八・六一</p> <p>ヒートポンプ(第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。)</p> <p>無税</p> <p>八四・二五</p> <p>プリータックル、ホイスト(スキップホイストを除く。)、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ</p> <p>プリータックル及びホイスト(スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。)</p>
--	---

<p>八四一八・二二</p> <p>吸収式のもの(電気式のものに限る。)</p> <p>無税</p> <p>八四一八・五〇</p> <p>その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品(冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。)</p> <p>無税</p> <p>八四一八・六一</p> <p>圧縮式のもの(凝縮器が熱交換器であるものに限る。)</p> <p>無税</p> <p>八四・二五</p> <p>プリータックル、ホイスト(スキップホイストを除く。)、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ</p> <p>プリータックル及びホイスト(スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。)</p>	<p>八四一八・二二</p> <p>吸収式のもの(電気式のものに限る。)</p> <p>無税</p> <p>八四一八・五〇</p> <p>その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品(冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。)</p> <p>無税</p> <p>八四一八・六一</p> <p>圧縮式のもの(凝縮器が熱交換器であるものに限る。)</p> <p>無税</p> <p>八四・二五</p> <p>プリータックル、ホイスト(スキップホイストを除く。)、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ</p> <p>プリータックル及びホイスト(スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。)</p>
--	--

八四二五・一一	(省略)
八四二五・一九	(省略)
八四二五・三二	ウインチ及びキャプスタン (省略)
八四二五・三九	(省略)
八四二五・四一	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類の ホイスト
八四二五・四九	(省略)
八四・四二	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポ ーネントの調製用又は製造用の機器(第八四 ・五六項から第八四・六五項までの加工機械 を除く。)、プレート、シリンダーその他の 印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削り し、砂目にし、研磨し又はその他の調製をし たプレート、シリンダー及びリソグラフィッ クストーン

八四二五・一一	同上
八四二五・一九	同上
八四二五・二〇	ウインチ(地下で使用するために特に設計 したものに限り。)、及び坑口巻上装置 その他のウインチ及びキャプスタン
八四二五・三一	同上
八四二五・三九	同上
八四二五・四一	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類の ホイスト
八四二五・四九	同上
八四二八・五〇	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の遷車 台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄 道貨車取扱機器
八四・四二	活字鑄造用又は植字用の機器及びブロック、 プレート、シリンダーその他の印刷用コンポ ーネントの調製用又は製造用の機器(第八四 ・五六項から第八四・六五項までの加工機械 を除く。)、活字、ブロック、プレート、シ リンダーその他の印刷用コンポーネント並び に印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又は その他の調製をしたブロック、プレート、シ リンダー及びリソグラフィックストーン
八四四二・一〇	写真植字機

無税	無税	無税
----	----	----

八四四二・三〇	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器	無税
八四四二・四〇	第八四四二・三〇号の機器の部分品	無税
八四四二・五〇	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	無税
八四・四三	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品 印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの） オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。） オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が二二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの） その他のオフセット印刷機 凸版印刷機（巻紙式のものに限るものと	無税
八四四三・一一		無税
八四四三・一二		無税
八四四三・一三		無税
八四四三・一四		無税

八四四二・二〇	その他の植字用機器（活字鑄造用装置を有するか有しないかを問わない。）	無税
八四四二・三〇	その他の機器	無税
八四四二・四〇	第八四四二・一〇号、第八四四二・二〇号又は第八四四二・三〇号の機器の部分品	無税
八四四二・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	無税
八四・四三	印刷機（第八四・四二項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）及びインクジェット方式の印刷機（第八四・七一項の物品を除く。）並びに印刷用補助機械 オフセット印刷機 巻紙式のもの 枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦二二センチメートル、横三六センチメートル以下のものに限る。） その他のもの 凸版印刷機（フレキシソ印刷機を除く。） 巻紙式のもの その他のもの フレキシソ印刷機 グラビア印刷機	無税
八四四三・一一		無税
八四四三・一二		無税
八四四三・一九		無税
八四四三・二一		無税
八四四三・二九		無税
八四四三・三〇		無税
八四四三・四〇		無税

八四・五六	八四四三・一五	八四四三・一六	八四四三・一七	八四四三・一九	八四四三・三一	八四四三・三二	八四四三・三九	八四四三・九一	八四四三・九九
レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電	し、フレキソ印刷機を除く。） 凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。） フレキソ印刷機 グラビア印刷機 その他のもの	その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち 二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるとに限る。）	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるとに限る。）	その他のもの	部分品及び附属品 印刷機の部分品及び附属品（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）	その他のもの	無税	無税

八四・五六	八四四八・四一	八四四三・五一	八四四三・五九	八四四三・六〇	八四四三・九〇
レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電	シャットル	その他の印刷機 インクジェット方式の印刷機 その他のもの 印刷用補助機械 部分品	無税	無税	無税

八四・六一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項	無税
八四・六九	タイプライター（第八四・四三項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ	無税
八四六九・〇〇	タイプライター（第八四・四三項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ	無税
八四五六・一〇	、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械	無税
八四五六・三〇	（省略）	無税
八四五六・九〇	その他のもの	無税
八四・六一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項	無税
八四・六九	タイプライター（第八四・七一項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ	無税
八四六九・二〇	自動タイプライター	無税
八四六九・二二	自動タイプライター	無税
八四六九・三〇	その他のタイプライター（電動式のものに限る。）	無税
八四六九・三二	その他のタイプライター（電動式のものを除く。）	無税
八四七〇・四〇	会計機	無税
八四・六一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項	無税
八四五六・一〇	、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械	無税
八四五六・三〇	同上	無税
八四五六・九一	その他のもの	無税
八四五六・九九	半導体材料上にパターンをドライエッチングする機械	無税
八四五六・九九	その他のもの	無税

八四七一・三〇	携帯用の自動データ処理機械（重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	無税
八四七一・四一 八四七一・四九 八四七一・五〇	（省略） （省略） 処理装置（第八四七一・四一号及び第八四七一・四九号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかないかを問わない。）	無税
八四七一・六〇 ～ 八四七一・九〇	（省略）	無税
八四七一・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	無税
八四七一・三〇	携帯用のデジタル式自動データ処理機械（重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	無税
八四七一・四一 八四七一・四九 八四七一・五〇	（同上） （同上） デジタル式処理装置（第八四七一・四一号及び第八四七一・四九号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかないかを問わない。）	無税
八四七一・六〇 ～ 八四七一・九〇	（同上）	無税
八四七二・二〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械	無税
八四・八五	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八四八五・一〇 八四八五・九〇	船舶のプロペラ及びその羽根 その他のもの	無税

<p>(e) (省略)</p> <p>九〇類参照</p> <p>(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第八四・八六項の機器）</p> <p>(c) 第八四・八六項の機器</p> <p>(a) 及び (b) (省略)</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p>	<p>八四・八六</p> <p>八四八六・一〇</p> <p>八四八六・二〇</p> <p>八四八六・三〇</p> <p>八四八六・四〇</p> <p>八四八六・九〇</p> <p>八四・八七</p> <p>八四八七・一〇</p> <p>八四八七・九〇</p> <p>第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第八四類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品</p> <p>半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器</p> <p>半導体デバイス又は集積回路製造用の機器</p> <p>フラットパネルディスプレイ製造用の機器</p> <p>第八四類の注9(C)の機器</p> <p>部分品及び附属品</p> <p>機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>船舶のプロペラ及びその羽根</p> <p>その他のもの</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>
---	--

<p>(c) 同上</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p>	<p>第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>
--	--

2 (省略)

3 第八五・〇九項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器の
みを含む。

(a) 床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジ
ュースの搾り機（重量を問わない。）

(b) (省略)

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィ
ルターを取り付けてあるかないかを問わない。第八四・一四項参照）、遠
心式衣類脱水機（第八四・二二項参照）、皿洗機（第八四・二二項参照）
、家庭用洗濯機（第八四・五〇項参照）、ロール機その他のアイロンがけ
用機械（第八四・二〇項及び第八四・五一項参照）、ミシン（第八四・五
二項参照）、電気ばさみ（第八四・六七項参照）並びに電熱機器（第八五
・一六項参照）を除く。

4 第八五・二三項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところ
による。

(a) 「不揮発性半導体記憶装置」（例えば、「フラッシュメモリーカード」
又は「フラッシュ電子記憶カード」）は、接続用ソケットを備え、同
一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一
以上のフラッシュメモリー（例えば、「FLASH EPROM」）
を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個
別の受動素子（例えば、コンデンサー、抵抗器）を取り付けたものを含
む。

(b) 「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路（マイクロプロ
セッサ、ランダムアクセスメモリー（RAM）又はリードオンリーメ
モリー（ROM））を一個以上埋め込んだものをいう。これらのカード
は、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むもの

2 同上

3 第八五・〇九項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器の
みを含む。

(a) 真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。）、床磨き機
、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾
り機（重量を問わない。）

(b) 同上

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィ
ルターを取り付けてあるかないかを問わない。第八四・一四項参照）、遠
心式衣類脱水機（第八四・二二項参照）、皿洗機（第八四・二二項参照）
、家庭用洗濯機（第八四・五〇項参照）、ロール機その他のアイロンがけ
用機械（第八四・二〇項及び第八四・五一項参照）、ミシン（第八四・五
二項参照）、電気ばさみ（第八四・六七項参照）並びに電熱機器（第八五
・一六項参照）を除く。

とし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。

5| (省 略)

6| 第八五・三六項において、「光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能（例えば、信号の増幅、再生又は変調）を有しない。

7| 第八五・三七項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作作用のコードレス赤外線装置を含まない（第八五・四三項参照）。

8| 第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) (省 略)

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i) モノリシック集積回路（半導体材料又は化合物半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素、ガリウム砒素、シリコンゲルマニウム、インジウムりん等）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスタ、抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）

(ii) ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等）と能動素子（半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスタ、モノリシック集積回路等）とを相互接続子又は接続ケーブルによつて実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(iii) マルチチップ集積回路（二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が一以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わない

4| 同上

5| 第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(A) 同上

(B) 「集積回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。

(a) モノリシック集積回路（半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスタ、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）

(b) ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）と能動素子（半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスタ、モノリシック集積回路等）とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(c) 超小形組立（個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モールドドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のも

<p>八五・〇八</p> <p>八五〇八・一一</p>	<p>真空式掃除機</p> <p>電動装置を自蔵するもの</p> <p>出力が一、五〇〇ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（二〇リットル以下のもの）を有するものに限る。）</p>	<p>ものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。）</p> <p>この注8の物品の所属の決定に当たつては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、第八五・二三項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p>9 (省略)</p> <p>号注</p> <p>1 第八五二七・一二号には、高さ、幅及び奥行の寸法が一七〇ミリメートル、一〇〇ミリメートル及び四五ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。</p>
<p>無税</p>		

<p>八五〇五・三〇</p>	<p>電磁式のリフティングヘッド</p> <p>無税</p>	<p>(の)</p> <p>この注5の物品の所属の決定に当たつては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p>6 第八五・二三項又は第八五・二四項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。</p> <p>この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。</p> <p>7 同上</p> <p>号注</p> <p>1 第八五一九・九二号及び第八五二七・一二号には、高さ、幅及び奥行の寸法が一七〇ミリメートル、一〇〇ミリメートル及び四五ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。</p> <p>2 第八五四二・一〇号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路（マイクロプロセッサ）を一個埋め込んだもの（磁気ストライプを有するか有しないかを問わない。）をいう。</p>
<p>無税</p>		

八五〇八・一九	その他のもの	無税
八五〇八・六〇	その他のもの	無税
八五〇八・七〇	部分品	無税
八五・〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。）	無税
八五〇九・四〇	(省略)	無税
八五〇九・九〇		
八五・一七	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第八四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及び第八五・二八項の送受信機器を除く。）	無税
八五・一七	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）	無税
八五・一七	コードレス送受話器付きの有線電話機	無税

八五・〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	無税
八五〇九・一〇	真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。）	無税
八五〇九・二〇	床磨き機	無税
八五〇九・三〇	台所用デイスポーター	無税
八五〇九・四〇	同上	無税
八五〇九・九〇	同上	無税
八五・一七	有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン	無税
八五・一七	電話機及びビデオホン	無税
八五・一七	コードレス送受話器付きの有線電話機	無税
八五・一七	その他のもの	無税
八五・一七	ファクシミリ及びテレプリンター	無税
八五・一七	ファクシミリ	無税
八五・一七	テレプリンター	無税
八五・一七	電話用又は電信用の交換機	無税
八五・一七	その他のアナログ式又はデジタル式の有線電話機	無税

八五・一九	音声の記録用又は再生用の機器	無税
八五一七・六二	ハードウェア、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器	無税
八五一七・六九	レコードデッキ	無税
八五一七・七〇	留守番電話装置	無税
八五一七・八一	その他の機器	無税
八五一七・八二	磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの	無税
八五一七・八三	その他のもの	無税
八五一七・八四	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	無税
八五一七・八五	その他のもの	無税
八五一七・八六	その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）	無税
八五一七・八七	基地局	無税
八五一七・八八	音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	無税
八五一七・八九	その他のもの	無税
八五一七・九〇	部分品	無税

八五・一九	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）	無税
八五一七・八〇	線通信機器	無税
八五一七・八一	その他の機器	無税
八五一七・八二	部分品	無税
八五一七・八三	ハードウェア又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー	無税
八五一七・八四	その他のレコードプレーヤー	無税
八五一七・八五	拡声器を有しないもの	無税
八五一七・八六	その他のもの	無税
八五一七・八七	レコードデッキ	無税
八五一七・八八	自動レコード交換機構を有するもの	無税

八五・二三	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	磁気媒体			
八五・二三	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。）	磁気テープ	八五・二三	八五二〇・三二	幅が四ミリメートル以下のもの 幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル
八五二〇・三九	その他のもの		八五二〇・三九	八五二〇・三二	
八五二〇・九〇	その他のもの		八五二〇・九〇	八五二〇・三二	
八五二〇・二〇	留守番電話装置		八五二〇・二〇	八五二〇・一〇	
八五二〇・一〇	ダイクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）		八五二〇・一〇	八五二〇・一〇	
八五一九・九九	その他のもの		八五一九・九九	八五一九・九二	
八五一九・三九	その他のもの		八五一九・三九	八五一九・四〇	
八五一九・四〇	トランスクライビングマシン		八五一九・四〇	八五一九・九二	
八五一九・九二	ポケットサイズのカセットプレーヤー		八五一九・九二	八五一九・九三	
八五一九・九三	その他のもの（カセット式のものに限る。）		八五一九・九三	八五一九・九三	
八五一九・九九	その他のもの		八五一九・九九	八五一九・九三	
八五・二〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		八五・二〇	八五・二〇	

八五二三・二一	カード（磁気ストライプを有するもの）	無税
八五二三・二九	その他のもの	無税
八五二三・四〇	光学媒体	無税
	半導体媒体	
八五二三・五一	不揮発性半導体記憶装置	無税
八五二三・五二	スマートカード	無税
八五二三・五九	その他のもの	無税
八五二三・八〇	その他のもの	無税
八五二三・一三	一トール以下のもの	無税
八五二三・二〇	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	無税
八五二三・三〇	磁気ディスク	無税
	磁気カード（磁気ストライプを組み込んだものに限る。）	無税
八五二三・九〇	その他のもの	無税
八五・二四	レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第三七類の物品を除く。）	無税
八五二四・一〇	蓄音機用レコード	無税
八五二四・三一	レーザー読み出しシステム用のディスク	無税
八五二四・三二	音声及び画像以外の記録の再生用のもの	無税
八五二四・三九	音声のみの再生用のもの	無税
八五二四・四〇	その他のもの	無税
	音声及び画像以外の記録の再生用の磁気テープ	無税
八五二四・五一	その他の磁気テープ	無税
	幅が四ミリメートル以下のもの	無税
八五二四・五二	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	無税
八五二四・五三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	無税
八五二四・六〇	磁気カード（磁気ストライプを組み込んだものに限る。）	無税
	その他のもの	無税

八五・二五	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー				
八五・二五・五〇	送信機器				
八五・二五・六〇	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）				
八五・二五・八〇	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー				
八五・二七	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）				
八五・二七・一二	ポケットサイズのカセットプレーヤー（ラジオを自蔵するものに限る。）				
八五・二七・一三	その他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）				
		無税	無税	無税	無税
八五・二四・九一	音声及び画像以外の記録の再生用のもの				
八五・二四・九九	その他のもの				
八五・二五	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ				
八五・二五・一〇	送信機器				
八五・二五・二〇	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）				
八五・二五・三〇	テレビジョンカメラ				
八五・二五・四〇	スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ				
八五・二七	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信用も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。）				
八五・二七・一二	ポケットサイズのカセットプレーヤー（ラジオを自蔵するものに限る。）				
八五・二七・一三	その他の機器（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものに限る。）				
		無税	無税	無税	無税

八五二七・一九	その他のもの	無税
八五二七・二二	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	無税
八五二七・二九	音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	無税
八五二七・二九	その他のもの	無税
八五二七・九一	その他のもの 音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	無税
八五二七・九二	時計と結合してあるもの（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。）	無税
八五二七・九九	その他のもの	無税
八五・二八	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又はレビジョン受像機器）	無税

八五二七・一九	その他のもの	無税
八五二七・二二	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	無税
八五二七・二九	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	無税
八五二七・二九	その他のもの	無税
八五二七・三二	その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）	無税
八五二七・三一	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	無税
八五二七・三二	時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）	無税
八五二七・三九	その他のもの	無税
八五二七・九〇	その他の機器	無税
八五・二八	テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない）	無税

八五二八・四一	陰極線管モニター	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税
八五二八・四九	その他のもの	その他のもの	無税
八五二八・五一	その他のモニター	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税
八五二八・五九	その他のもの	その他のもの	無税
八五二八・六一	プロジェクト	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税
八五二八・六九	その他のもの	その他のもの	無税
八五二八・七一	ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの	テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	無税
八五二八・七二	その他のもの（カラーのものに限る。）	その他のもの（カラーのものに限る。）	無税
八五二八・七三	その他のもの（白黒その他のモノクロームのものに限る。）	その他のもの（白黒その他のモノクロームのものに限る。）	無税

八五二八・一一	カラーのもの	並びにビデオモニター及びビデオプロジェクト	無税
八五二八・一三	白黒その他のモノクロームのもの	テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	無税
八五二八・二一	ビデオモニター		無税
八五二八・二二	カラーのもの		無税
八五二八・三〇	白黒その他のモノクロームのもの		無税
	ビデオプロジェクト		無税

八五・三五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電 圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他 の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇 ボルトを超えるものに限る。)
八五三五・一〇 ～ 八五三五・九〇	(省 略)
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サ ージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホル ダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。)並び に光ファイバー(束にしたものを含む。)用 又は光ファイバーケーブル用の接続子
八五三六・一〇 ～ 八五三六・六九	(省 略)
八五三六・七〇	光ファイバー(束にしたものを含む。)用 又は光ファイバーケーブル用の接続子
八五三六・九〇	(省 略)
八五・四二	集積回路
八五四二・三二	集積回路 プロセッサ及びコントローラー(記憶 素子、コンバーター、論理回路、増幅器

無税

八五・三五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電 圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接 続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超える ものに限る。)
八五三五・一〇 ～ 八五三五・九〇	同 上
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サ ージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホル ダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボル ト以下のものに限る。)
八五三六・一〇 ～ 八五三六・六九	同 上
八五三六・九〇	同 上
八五・四二	集積回路及び超小形組立
八五四二・一〇	集積回路を自蔵するカード(スマートカー ド) モノリシック集積回路

無税

八五四二・三二	クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。	無税
八五四二・三三	記憶素子	無税
八五四二・三九	増幅器	無税
八五四二・九〇	その他のもの	無税
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八五四三・一〇	粒子加速器	無税
八五四三・二〇	信号発生器	無税
八五四三・三〇	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税
八五四三・七〇	その他の機器	無税
八五四三・九〇	部分品	無税
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問	無税

八五四二・二一	デジタル式のもの	無税
八五四二・二九	その他のもの	無税
八五四二・六〇	ハイブリッド集積回路	無税
八五四二・七〇	超小形組立	無税
八五四二・九〇	部分品	無税
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八五四三・一一	粒子加速器	無税
八五四三・一九	半導体材料にイオン注入（ドーピング）するもの	無税
八五四三・二〇	その他のもの	無税
八五四三・三〇	信号発生器	無税
八五四三・四〇	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税
八五四三・八一	エレクトリックフェンスエナジヤイザ―	無税
八五四三・八九	その他の機器	無税
八五四三・九〇	プロキシミテイカード及びプロキシミテイタグ	無税
八五・四四	その他のもの	無税
八五四三・九〇	部分品	無税
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問	無税

<p>注</p> <p>1 この部には、第九五・〇三項又は第九五・〇八項の物品及び第九五・〇六項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。</p> <p>255 (省略)</p>	<p>第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</p> <p>八五四四・六一 八五四四・三〇 ～ 八五四四・四二 八五四四・四九 八五四四・七〇</p> <p>(省略) (省略) (省略)</p> <p>その他の電気導体(使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。) 接続子を取り付けてあるもの その他のもの</p> <p>巻線 ない。</p> <p>わなない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んだものであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)</p> <p>五・八% 五・八%</p>
---	---

<p>注</p> <p>1 この部には、第九五・〇一項、第九五・〇三項又は第九五・〇八項の物品及び第九五・〇六項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。</p> <p>255 同上</p> <p>八六〇六・二〇</p>	<p>第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</p> <p>八五四四・六一 八五四四・三〇 ～ 八五四四・四二 八五四四・四九 八五四四・七〇</p> <p>同上 同上 同上</p> <p>その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。) 接続子を取り付けてあるもの その他のもの</p> <p>巻線 ない。</p> <p>わなない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んだものであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)</p> <p>五・八% 五・八%</p>
--	---

<p>八六〇六・三〇</p> <p>荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・一〇号 のものを除く。）</p> <p>無税</p>	<p>第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 第八七・一二項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇三項に属する。</p>	<p>八七・〇八</p> <p>八七〇八・一〇</p> <p>～</p> <p>八七〇八・二九</p> <p>八七〇八・三〇</p> <p>部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）</p> <p>(省略)</p> <p>ブレーキ及びサポブレーキ並びにこれらの部分品</p> <p>無税</p>	<p>八七〇八・四〇</p> <p>八七〇八・五〇</p> <p>ギヤボックス及びその部分品</p> <p>駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品</p> <p>無税</p>	<p>八七〇八・七〇</p> <p>八七〇八・八〇</p> <p>(省略)</p> <p>懸架装置及びその部分品（ショックアブソ</p> <p>無税</p>
--	--	---	--	--

<p>八六〇六・三〇</p> <p>荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・一〇号 又は第八六〇六・二〇号のものを除く。）</p> <p>無税</p>	<p>第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1～3 同上</p> <p>4 第八七・一二項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇一項に属する。</p>	<p>八七・〇八</p> <p>八七〇八・一〇</p> <p>～</p> <p>八七〇八・二九</p> <p>同上</p> <p>ブレーキ及びサポブレーキ並びにこれらの部分品</p> <p>ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>ギヤボックス</p> <p>駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）</p> <p>非駆動軸及びその部分品</p> <p>同上</p> <p>懸架装置用ショックアブソバー</p> <p>無税</p>	<p>八七〇八・三九</p> <p>八七〇八・四〇</p> <p>八七〇八・五〇</p> <p>同上</p> <p>無税</p>	<p>八七〇八・六〇</p> <p>八七〇八・七〇</p> <p>八七〇八・八〇</p> <p>同上</p> <p>無税</p>
---	--	--	--	--

<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第四〇・一六項参照）、革製品（第四二・〇五項参照）、コンポジションレザー製品（第四二・〇五項参照）及び紡織用繊維製品（第五九・一一項参照）</p> <p>(b) (f) (省略)</p>	<p>第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>八七〇八・九一</p> <p>八七〇八・九二</p> <p>八七〇八・九三</p> <p>八七〇八・九四</p> <p>八七〇八・九五</p>	<p>その他の部分品及び附属品</p> <p>ラジエーター及びその部分品</p> <p>消音装置（マフラー）及び排気管並びにこれらの部分品</p> <p>（省略）</p> <p>ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品</p> <p>安全エアバッグ（インフレーターシステムを有するものに限る。）及びその部分品</p> <p>（省略）</p>	<p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>
		<p>八八〇一・〇〇</p> <p>八八〇一・〇一</p>	<p>気球及び飛行船並びにライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機</p>	<p>無税</p> <p>無税</p>
		<p>八七〇八・九九</p>	<p>同上</p>	<p>無税</p>
		<p>八八〇一・九〇</p>	<p>同上</p>	<p>無税</p>
		<p>八八〇一・九一</p>	<p>同上</p>	<p>無税</p>

<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第四〇・一六項参照）、革製品（第四二・〇四項参照）、コンポジションレザー製品（第四二・〇四項参照）及び紡織用繊維製品（第五九・一一項参照）</p> <p>(b) (f) 同上</p>	<p>第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>八七〇八・九一</p> <p>八七〇八・九二</p> <p>八七〇八・九三</p> <p>八七〇八・九四</p>	<p>その他の部分品及び附属品</p> <p>ラジエーター</p> <p>消音装置及び排気管</p> <p>同上</p> <p>ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス</p>	<p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>
		<p>八七〇八・九九</p>	<p>同上</p>	<p>無税</p>
		<p>八八〇一・〇〇</p> <p>八八〇一・〇一</p>	<p>気球及び飛行船並びにライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機</p> <p>ライダー及びハンググライダー</p> <p>その他のもの</p>	<p>無税</p> <p>無税</p>
		<p>八八〇一・九〇</p>	<p>同上</p>	<p>無税</p>
		<p>八八〇一・九一</p>	<p>同上</p>	<p>無税</p>

- (g) 第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第八四・二三項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第八四・二五項から第八四・二八項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第八四・四一項参照）、第八四・六六項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第八四・七〇項参照）、第八四・八一項の弁その他の物品並びに第八四・八六項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）
- (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第八五・一二項参照）、第八五・一三項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第八五・一九項参照）、サウンドヘッド（第八五・二二項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第八五・二五項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（第八五・三六項参照）、第八五・三七項の数値制御用の機器、第八五・三九項のシールドビームランプ並びに第八五・四四項の光ファイバーケーブル
- (ij) (m) (省略)
- 2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの項（第八四・八七項、第八五・四八項及び第九〇・三三項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。
- (b)及び(c) (省略)

- (g) 第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第八四・二三項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第八四・二五項から第八四・二八項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第八四・四一項参照）、第八四・六六項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第八四・七〇項参照）並びに第八四・八一項の弁その他の物品
- (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第八五・一二項参照）、第八五・一三項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第八五・一九項及び第八五・二〇項参照）、サウンドヘッド（第八五・二二項参照）、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ（第八五・二五項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）、第八五・三七項の数値制御用の機器、第八五・三九項のシールドビームランプ並びに第八五・四四項の光ファイバーケーブル
- (ij) (m) 同上
- 2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの項（第八四・八五項、第八五・四八項及び第九〇・三三項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。
- (b)及び(c) 同上

3 第一六部の注3及び注4の規定は、この類においても適用する。
4 7 (省略)

九〇・一〇

写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその

3 第一六部の注4の規定は、この類においても適用する。
4 7 同上

九〇〇六・二〇

文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフイッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）

無税

九〇〇六・六二

せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの

無税

九〇・〇九

感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び感光式複写機
静電式の感光式複写機

九〇〇九・一一

原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの

無税

九〇〇九・一二

原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの

無税

九〇〇九・二一

その他の感光式複写機

光学的機構を有するもの

無税

九〇〇九・二二

密着式のもの

無税

九〇〇九・三〇

感熱式複写機

無税

部分品及び附属品

九〇〇九・九一

オートマッチドキュメントリーダー

無税

九〇〇九・九二

ペーパーリーダー

無税

九〇〇九・九三

リーダー

無税

九〇〇九・九九

その他のもの

無税

九〇・一〇

写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその

九〇三〇・三二	査用のその他の機器								
九〇三〇・三二	マルチメーター（記録装置を有しないもの）	無税							
九〇三〇・三二	マルチメーター（記録装置を有するもの）	無税							
九〇三〇・三三	その他のもの（記録装置を有しないもの）	無税							
九〇三〇・三九	その他のもの（記録装置を有するもの）	無税							
九〇三〇・四〇	（省略）								
九〇三〇・八二	その他の機器								
九〇三〇・八二	（省略）								
九〇三〇・八四	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	無税							
九〇三〇・八九	（省略）								
九〇三〇・九〇	（省略）								
九〇三〇・三二	マルチメーター	無税							
九〇三〇・三九	その他のもの	無税							
九〇三〇・四〇	同上	無税							
九〇三〇・八二	その他の機器								
九〇三〇・八三	同上								
九〇三〇・八九	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	無税							
九〇三〇・九〇	同上								
九〇三二・三〇	輪郭投影機	無税							
九一〇一・一二	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税							
九一〇六・二〇	パーキングメーター	無税							
九二・〇三									
九二〇三・〇〇	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類す	無税							

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、	九三〇六・三〇	その他の弾薬筒及びその部分品	
	一	弾薬筒（びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限り。）及びその部分品	一一・八%
	二	狩猟用又はスポーツ用のもの	六・六%
	三	その他のもの	一一・八%

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、	九二・〇四	鍵盤楽器	無税
		アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ	
	九二〇四・一〇	アコーディオンその他これに類する楽器	無税
	九二〇四・二〇	ハーモニカ	無税
	九二〇九・一〇	メトロノーム、音さ及び調子笛	無税
	九二〇九・二〇	オルゴールの機構	無税
	九二〇九・九三	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品	無税
	九三〇六・一〇	弾薬筒（びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限り。）及びその部分品	一一・八%
	九三〇六・三〇	その他の弾薬筒及びその部分品	
		一	狩猟用又はスポーツ用のもの
	二	その他のもの	一一・八%

<p>注 1及び2 (省略) 3(A) (省略) (B) (省略) 4 (省略)</p> <p>発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p>	<p>九四・〇一 腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。)及びその部分品 (省略)</p> <p>九四〇一・四〇 どう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け 竹製又はどう製のもの 無税</p> <p>九四〇一・五一 竹製又はどう製のもの 無税</p> <p>九四〇一・五九 その他のもの 無税</p> <p>九四〇一・六一 その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。) 無税</p> <p>九四〇一・九〇 (省略)</p> <p>九四・〇三 その他の家具及びその部分品</p> <p>九四〇三・一〇 (省略)</p> <p>九四〇三・七〇 (省略)</p>
---	--

<p>注 1及び2 同上 3(a) 同上 (b) 同上 4 同上</p> <p>発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p>	<p>九四・〇一 腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。)及びその部分品 同上</p> <p>九四〇一・一〇 同上</p> <p>九四〇一・四〇 どう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け 無税</p> <p>九四〇一・五〇 どう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け 無税</p> <p>九四〇一・六一 その他のもの 無税</p> <p>九四〇一・九〇 その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。) 無税</p> <p>同上</p> <p>九四・〇三 その他の家具及びその部分品</p> <p>九四〇三・一〇 同上</p> <p>九四〇三・七〇 同上</p>
---	---

<p>九四〇三・八一 九四〇三・八九 九四〇三・九〇</p>	<p>その他の材料（とう、オージア、竹その他） これらに類する材料を含む。）製の家具 竹製又はとう製のもの その他のもの</p>	<p>無税 無税</p>
<p>第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p>		
<p>注</p>		
<p>1 この類には、次の物品を含まない。</p>		
<p>(a) ろうそく（第三四・〇六項参照）</p>		
<p>(b) (u) (省 略)</p>		
<p>(v) 食卓用品、台所用品、化粧品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品（構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。）</p>		
<p>2及び3 (省 略)</p>		
<p>4 この類の注1のものを除くほか、第九五・〇三項には、この項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。</p>		
<p>5) (省 略)</p>		

<p>九四〇三・八〇</p>	<p>その他の材料（とう、オージア、竹その他） これらに類する材料を含む。）製の家具</p>	<p>無税</p>
<p>第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p>		
<p>注</p>		
<p>1 この類には、次の物品を含まない。</p>		
<p>(a) クリスマスツリー用ろうそく（第三四・〇六項参照）</p>		
<p>(b) (u) 同上</p>		
<p>2及び3 同上</p>		
<p>4) 同上</p>		
<p>九五・〇一</p>	<p>車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車</p>	<p>三・八%</p>
<p>九五〇一・〇〇</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>九五・〇二</p>	<p>人形（人間を模したものに限る。）</p>	<p>同上</p>

九五・〇三	九五〇三・〇〇	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	三・八%
		一 車輪付きがん具及び人形用乳母車	三・八%
		二 人形（人間を模したものに限る。）	四・六%
		三 がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	四・六%
		(一) 詰物をしたもの	三・四%
		A 紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	四・六%
		B その他のもの	三・四%
		(二) その他のもの	三・四%
		A 紡織用繊維の織物製 卑金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
		B その他のもの	三・四%
		四 パズル	三・四%
		(一) 卑金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
		(二) その他のもの	三・四%

九五・〇三	九五〇二・一九	人形（服を着せてあるかないかを問わない。）	四・六%
	九五〇二・九一	部分品及び附属品	四・六%
	九五〇二・九九	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	四・六%
		その他のもの	四・六%
	九五・〇三	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	三・四%
	九五〇三・一〇	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）	四・六%
		一 卑金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
		二 その他のもの	三・四%
	九五〇三・二〇	縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）	三・四%
		一 卑金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
		二 その他のもの	三・四%
	九五〇三・三〇	その他の組立てセット及び組立てがん具	三・四%
		一 卑金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
		二 その他のもの	三・四%
	九五〇三・四一	がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	三・四%
		詰物をしたもの	四・六%
		一 紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	四・六%
		二 その他のもの	三・四%

九五〇四・三〇	その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、	九五〇四・三〇	その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券）	三・四%
五	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具	九五〇三・四九	その他のもの	四・六%
（一）	卑金属製又はプラスチック製のもの	九五〇三・五〇	楽器類（がんに限る。）	三・四%
（二）	その他のもの	九五〇三・六〇	楽器類（がんに限る。） パズル	三・四%
六	楽器類（がんに限る。）及びその他のがん具（セットにしたものに限る。）	九五〇三・七〇	一 卑金属製又はプラスチック製のもの 二 その他のもの	四・六%
（一）	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	九五〇三・八〇	一 紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの 二 その他のもの	四・六%
（二）	その他のもの	九五〇三・九〇	一 紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの 二 その他のもの	三・四%
七	その他のもの	九五〇三・九〇	その他のもの	三・四%

5 (省略)	注 1) 3 (省略) 4) (A) (省略) (B) (省略)	九六・一四 九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 一) パイプ及びパイプボール 二) その他のもの	バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	無税
		六・三% 四・六%			

5 同上	注 1) 3 同上 4) (a) 同上 (b) 同上	九六・一四 九六一四・二〇 九六一四・九〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 パイプ及びパイプボール その他のもの	紙幣）、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	無税
		六・三% 四・六%			